



日本国憲法 2.0 開発部編

日本国憲法 2.03

2.0	2006年 2月 6日	発表
2.01	2006年 2月 26日	改訂
2.02	2006年 3月 5日	改訂
2.03	2006年 4月 22日	改訂

目次

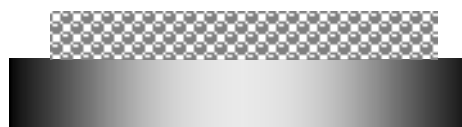
前文	
第1章	憲法
第2章	国
第3章	国民
第4章	公務員
第5章	国民の義務
第6章	国民の権利
第7章	人身の自由
第8章	戦争の防止
第9章	国会
第10章	内閣
第11章	裁判所
第12章	法律
第13章	財政
第14章	地方自治
第15章	改正手続
補則	

前文

日本国民は、お互いに助け合い楽しませ合いながら、国内外のあらゆる人々とその子孫の不幸を予防し幸福を実現していける力をもった、優しい人々でありたい。

日本の最高法である本憲法は、日本国民がこの理想を追求するために築き上げ、自から改良した、強力な基盤システムである。

本憲法が安心して喜びに満ちた社会の実現に役立つたびに、日本国民は心から本憲法を大切に思うであろう。



第1章 憲法

第1条【憲法の目的】

本憲法の目的は、日本の理想を追求するための優れたシステムを定め、実行を促進することである。

(2) 本憲法の主眼は、国民が行うべきことを決めることより、むしろ国家および公務員が行うべきことと行うべきでないことを決めて国民を守ることにある。

(3) 国民が国からされてはいけないことは、国民が他の国民からもされないように国が国民を守る。国民が国からされなければいけないことは、国民が他の国民からもされるように国が国民を仕向ける。

(4) 本憲法は、特に明記していない限り、国民の私人(しじん)と私人の間の関係に直接適用されるものではない。しかし、国の立法、行政、司法が、保護される私人とその他の私人の間の人権または利害の衝突を最適に調整するとき、本憲法を適用または準用しなければならない。したがって、国民の法律順守義務および裁判等を通じて、本憲法の精神が間接的に私人と私人の間にも実現するものである。

第2条【日本の理想】

日本の理想は、国民そして世界中の皆の幸福を実現することである。幸福の実現には、戦争、紛争、差別、犯罪、災害、貧困、病気、事故、飢餓(きが)、環境悪化、その他さまざまな不幸の解決および予防が含まれる。

第3条【憲法の理念】

本憲法は、その目的を達するため、民主主義を貫き、最重要の理念として(イ)自由、および、(ロ)基本的人権の保障、を掲げ、これらが損なわれないよう何重にもガードした法体系を提供する。

(2) 本憲法が日本国民に保障している自由と基本的人権は、長い歴史の中で世界のそして日本の民衆が何度も奪われては勝ち取るという闘争をしてきた成果である。現在と未来の日本国民は、多くの犠牲者の人々からの贈り物である本憲法の自由と基本的人権を大切に受け継ぎ、二度と奪われてしまうことのないよう、逆行を戒め、いつも真剣に守らなければならない。

(3) 本憲法は、「助け合いと楽しませ合いの社会」という理念を掲げる。日本は、誰もが「ああ生きてきて面白かった、ありがとう」と生命を全うできる素晴らしい社会を目指す。

第4条【対話と協調】

国民全員の最大の幸福は、多数決民主主義だけで簡単に達成できるものではない。多数者の意見や利益は、重視しすぎても軽視しすぎても不幸を生むものである。そこで国、国の機関および公務員は、対立する人々の合意形成および権利両立を図るため、あらゆる技

術、知恵、忍耐、互譲（ごじょう）、そして理性的対話を結集して、立法、行政および司法を遂行しなくてはならない。

（２）国、国の機関および公務員は、国民と国、国民と国民、多数者（マジョリティ）と少数者（マイノリティ）、日本と外国、または日本国民と外国人および外国国民の、権利の衝突を解決し予防し、それらの最大の協調を実現しなければならない。

第5条【憲法の最高法規性】

日本国民にとって、本憲法は唯一の最高法規である。

（２）日本のどのような機関も、（イ）本憲法より優先もしくは同順位の、または、（ロ）本憲法の内容に反する、憲法、法律、法規、詔勅（しうちやく）、条約、政令、命令または規則を制定してはならず、それらは無効である。



第2章 国

第6条【国】

わが国は、「日本」(「にほん」または「にっぽん」と称する。国であることを明示するときなどには「日本国」(にほんこく)と称する。英語では「Japan」と称する。

(2) 日本に含む地域は、法律によって定める。

第7条【国旗、ロゴおよびロゴマーク】

日本が正式に使用する日本の国旗、ロゴおよびロゴマークを、法律で定める。

(2) 日本の国旗、ロゴおよびロゴマークは、宗教、君主(くんしゅ)、天皇、皇帝(こうてい)、皇国(こうこく)、軍隊、差別、暴力、その他本憲法の理念に反するものを含んではならない。

(3) 日本の国旗、ロゴおよびロゴマークの著作権は、国にのみ属する。

(4) 国旗、ロゴまたはロゴマークを掲揚、掲載、表示、引用または配布することは自由であるが、誰にも、またどのような機関にも強制できない。

第8条【国歌】

日本が正式に使用する日本の国歌の曲および詞を、法律で定める。

(2) 日本の国歌は、宗教、君主、天皇、皇帝、皇国、軍隊、差別、暴力、その他本憲法の理念に反するものを含んではならない。

(3) 日本の国歌の著作権は、国にのみ属する。

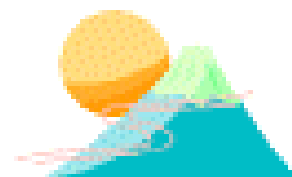
(4) 国歌を歌い、または演奏、編曲、放送、掲載、表示、引用または配布することは自由であるが、誰にも、またどのような機関にも強制できない。

第9条【暦】

日本は、公用暦(こうようれき)に西暦を採用する。

(2) 国民および国の機関は、過去の事物について元号(げんごう)を用いて表記することは自由であるが、強制されない。

(3) 国民の祝日に、過去の国教、過去の皇室(こうしつ)および皇族(こうぞく)に関連のある名称または趣旨の祝日を設けることはできない。



第3章 国民

第10条【国民】

日本の国民は日本を構成する人々であり、法律の定めにより日本の国籍に登録された人々である。

(2) 日本国民の国籍をもつ要件は、法律で定める。すべての児童は、出生の後ただちに登録され、日本国籍および氏名をもつ。

(3) 日本国民は、全員平等である。

(4) 外国に居住する日本国民の権利は、充分尊重しなければならない。

(5) 日本に居住していて日本国籍をもたない外国人およびその子孫の権利は、日本国民に準じ充分尊重しなければならない。日本に居住する外国人およびその子孫の権利と義務は、法律で定める。全児童は、国籍を取得する権利をもつ。外国人は、日本の教育課程にしたがう公立学校において、母国語により自国の文化等の教育を受けることができ、また、卒業資格において差をつけられない。義務教育制度はこのような学校にも適用される。

(6) 外国人は、法律の定める条件を満たす場合、日本国籍を取得し日本国民になることができる。日本国籍の取得申請者には、国籍取得後に本憲法および本憲法の定めている法体系が適用されることが事前に説明されなければならない。

(7) 日本に居住している特別永住者は、法律の定める届出によって、ただちに日本国籍を取得できる。

(8) 国および国の機関は、日本国籍取得申請者を、性別、人種、民族的出身、国民的出身、居住地域、言語、歴史的被差別（ひさべつ）集団、家系、婚内子（こんないし）婚外子（こんがいし）の別、社会的出身、社会的地位、宗教、政治的意見、思想、信条、教育、財産、収入、遺伝的要素、体の特徴、病気、心身の状況、性的少数者か否か、その他不合理な理由、によって差別してはならない。

(9) 国および国の機関は、日本国籍を取得した人の、姓名の表記方法の自由、居住地の自由、プライバシー権、選挙権、被選挙権、その他基本的人権を侵害してはならない。

(10) 日本に居住する人であって、(イ)日本国籍と外国の国籍をもつ重国籍者（じゅうこくせきしゃ）および、(ロ)どこの国籍ももたない無国籍者、は、本人の意思を尊重しつつ、すみやかにその異常状態を解消するか、または出国しなければならない。

第11条【国民主権】

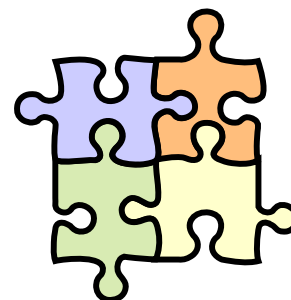
日本は、全国民が自己決定権に基づいて国の政治のあり方を最終的に決定し、全国民の幸福を目指して主体的に統治する、自治国家である。

(2) 日本国民は日本の唯一の主権者であり、憲法の手続に従い国民の民主的合意のもとに、本憲法を主体的に制定および改正する。

第12条【三権分立】

主権者である国民の監視下に、立法、行政および司法の三権を分立させ相互に監視させる。

(2) 国および公務員が立法、行政および司法において法的権力を行使できることは、主権者である国民の権威により正当づけられている。



第4章 公務員

第13条【公務員】

公務員は、国民のうち国民から直接または間接に選任されて、立法、行政および司法からなる国家機能を担当する。全国民は、公務員である国民と公務員でない国民のどちらかに属する。公務員には、法律で定める特別職公務員と、官職である一般職公務員の2種類がある。(イ)内閣総理大臣、(ロ)その他の国务大臣、(ハ)国会議員その他就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院または一院の議決または同意によることを必要とする職員、および、(ニ)裁判官、も特別職公務員に含まれる。

(2) 国政上のどのような代表者も、本憲法および法律に基づく選出、指名または採用によって権限を与えられた公務員である。それらの手続によらず世襲(せしゅう)または禅譲(ぜんじょう)で国政上の権限を継承するような個人、家族または家系はあってはならず、その国政行為および国事(こくじ)行為は無効である。全公務員には、有限の任期または定年がある。

第14条【公務員になる権利】

全国民は、どのような差別または不合理な制限もなく、一般的な平等条件のもとで日本の公務にたずさわる権利がある。

第15条【公務員の義務】

全公務員は、本憲法を熟知し、順守し、擁護(ようご)し、そして本憲法の目標を本憲法の示す方法で積極的に追求する義務を負う。

(2) 国、国の機関および公務員は、業務において本憲法に反する行為を行ってはならず、その行為は法的に無効である。

(3) 公務員は、全国民への公平なサービスを任務とする係であって、自己の関係者、特定業界、一部区域の有権者、男性、女性、特定民族、特定宗派(しゅうは) 特定の一族、特定の学歴者、高額所得層、健常者(けんじょうしゃ) その他どのようなグループへの偏った奉仕者であってはならない。偏った奉仕は、公務の信託者、選挙民かつ納税(のうぜい)者である日本国民を裏切る行為として取り締まられる。

(4) 公務員は、犯罪者でない国民に対して、雇用主(こようぬし)あるいは顧客に対すると同様、礼儀と誠実さをもって接しなければならない。

第16条【公務員のモラル】

公務員の(イ)収賄(しゅうわい) および、(ロ)賄賂(わいろ)の要求、は、厳重に禁止する。

(2) 公務員が(イ)事業者または事業者団体に入札談合(にゅうさつだんごう)等を行わせること、(ロ)契約の相手方となるべき人をあらかじめ指名すること、その他特定の人

を契約の相手方となるべき人として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、または示唆すること、

(八) 入札または契約に関する情報のうち特定の事業者または事業者団体が知ることによりこれらの人が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の人に対して教示し、または示唆すること、および、(二) 入札者の談合等を明らかに知りながら入札を進めること、を厳重に禁止する。

(三) 公務員が、国債、特別会計、保険積立金および年金積立金を含む国または地方公共団体の資産を、(イ) 個人または団体として私的目的に支出すること、(ロ) 民間の水準に比して並外れた福利厚生(ふくりこうせい) 表彰、記念品、公務員の接待、視察旅行、備品(びひん) 購入または図書購入に支出すること、および、(ハ) 虚偽の勤務時間、虚偽の業務出張、虚偽の雇用、虚偽の購入または虚偽の費用申請によって着服(ちゃくふく) すること、を厳重に禁止する。

第17条【天下り(あまくだり)の制限、ローテーション】

国民には職業選択の自由があるが、公務員または元公務員は、所属歴のある部署と関係の深い(イ) 特殊法人、(ロ) 指定法人、(ハ) 公益法人、(ニ) 身分が国家公務員でない独立行政法人、(ホ) 国家公務員共済組合、および、(ヘ) その他法律の定める企業、には、退職後20年間、天下り(あまくだり)をすることはできない。公務員にこの制限の補償(ほしょう)は与えられない。

(2) 前項の条件以外での天下りは、退職後2年間行うことができない。公務員にこの制限の補償は与えられない。

(3) 天下りを行おうとする人は、氏名、企業名、企業所在地、その他法律に定める項目を国に届けなければならず、国はその天下りに関する情報すべてを政府ウェブサイト(Web site) および関連部署のウェブサイトで公開しなければならない。

(4) 天下りした人が(イ) 公務員に便宜を依頼すること、(ロ) 贈賄(ぞうわい) すること、または、(ハ) 談合のための情報を公務員から得ること、は厳重に罰し、以後その企業への公務員の天下りを20年間禁止する。

(5) 天下りした人に対して、その企業が、その人の勤務実態、生涯賃金および民間の相場に比べて著しく高額な給与、賞与(しょうよ) 報酬(ほうしゅう) 退職金、ストックオプションまたは年金を与えることを禁止する。

(6) 天下りを過去に受け入れた企業は、直接にも間接にも政治献金をすることはできない。

(7) 中央官庁で同一省庁に8年間以上勤務した公務員は、法律の定めにより、それから4年以内に、所属したことのない省庁に異動(いどう)させなければならない。



第5章 国民の義務

第18条【投票の義務と権利】

全国民は、本憲法に定められた、(イ)選挙、および、(ロ)国民投票、での投票の義務を負い権利をもつ。

(2) 国は、投票を容易にする義務を負う。

第19条【納税の義務と権利、国の公平課税義務】

全国民は、法律の定めにより、納税する義務を負う。全国民は、公平で明朗な税制度の元で納税する権利がある。

(2) 国および地方公共団体は、税制度を作り執行する上で、富の偏在(へんざい)を防ぎ、公平かつ明朗で、かつ国民の生存権を侵さないものでなければならぬ公平課税義務を負う。

(3) 国が保障すべき納税者および納税者代理人の権利を、納税者権利憲章(けんしょう)として法律で制定する。

第20条【助け合いと楽しませ合いの義務と権利、扶養(ふよう)権】

全国民は、助け合い楽しませ合う義務を負い権利をもつ。日本国民は、「自分さえよければよい」ではなく人への尊敬と思いやりと感謝をもって誠実に助け合う、良き伝統を守りたい。国はこの伝統を守るためにバックアップする。

(2) 全国民は、助け合い楽しませ合うために価値を提供し対価を受け取る労働の権利をもつ。日本国民は、独創と改善に努め人のために勤勉にはたらくという、良き伝統を守りたい。国はこの伝統を守るためにバックアップする。

(3) 国は、密接な助け合いと楽しませ合いが特に必要とされる社会単位である家族を、平等にかつ最大限、保護し援助しなければならない。

(4) 全国民は、直系血族(けつぞく)および兄弟姉妹を扶養する権利をもつ。国は、扶養、養育または教育の過大な負担が国民の生活を壊すことのないよう最大限保護しなければならない。全国民は、扶養に関わる理由により解雇されることはない。

(5) 国は、現に身体、身寄り、住居、および職業等に恵まれない境遇の国民に対しても、(イ)生命の維持、および、(ロ)衣食住が確保でき心身とも健康で文化的な最低限度以上の生活、を保障するための緊急の施策を行わなければならない。

(6) 国は、国民が労働して助け合えるよう、また、労働する意欲をもてるよう、(イ)産業振興、(ロ)新産業創出、(ハ)雇用創出、(ニ)就業教育、(ホ)失業対策、(ヘ)無償の就職紹介サービス提供、(ト)不当解雇からの保護、および、(チ)社会保険その他の社会保障制度整備、の義務を負う。

(7) 国の行う事業は、不当な競争条件により民業(みんぎょう)を圧迫するものであってはならない。

(8) 助け合いと楽しませ合いの精神は、国際的関係でも、公平かつ健全に発揮しなければならぬ。



第6章 国民の権利

第21条【自由、基本的人権】

全国民は永久に自由である。

(2) 全国民は、基本的人権をすべてもち、誰にも奪われないことを、永久に保障される。基本的人権は、憲法が国民に与える必要があるものではなく、人間の固有の尊厳に基づき、人間である以上誰でも当然もっている権利である。基本的人権は、(イ)本憲法が特に明文規定している基本権、および、(ロ)本憲法が明文規定していないが存在する自然の人権、を含む。

(3) 自由と基本的人権は、他の人権とどう努力しても両立不可能にならないかぎり、立法、行政、および司法で、最大限実現しなければならない。

(4) 国民の自由と基本的人権の享受への制限は、(イ)その制限がその人権の本来の性質と両立している、かつ、(ロ)その制限が民主的社会で人権が衝突するときの利害の調節を目的としている、場合に限り、法律で定めて行うことができる。

(5) 日本に居住する全外国人の自由および基本的人権は、それぞれの人権の本来の性質にしたがって最大限保障される。合法的に日本に居住する全外国人は、国内の合法的な移動、居住、労働の権利をもち、日本から離れる自由を有する。外国人の入国または再入国の要件は法律で定める。日本に居住する全外国人は、納税の義務を負う。

(6) (イ)未成年者その他制限行為能力者(すなわち、単独では完全に有効な法律行為ができない人)、(ロ)収監されている人、および、(ハ)法人、の自由および基本的人権は、それぞれの人権の本来の性質にしたがって保障される。

第22条【幸福追求権、自己決定権】

全国民に、人間である以上誰でも当然もっている権利であって、自分の幸福を追求しあるいは自分の生き方を決定するさまざまな自由および権利、および、他人の幸福を増進するさまざまな自由および権利を保障する。これらの自由および権利のうち、人間の心身健康な生存に不可欠である自由および権利は、特に強力で保障する。

(2) 国は、日本社会の希望と失意のバロメータとして、自殺者数、失業率、病死者数、要介護者(ようかいごしゃ)数、犯罪者数、犯罪被害者数、事故死者数、被災者数、企業倒産数、その他統計量を毎年算出し公表して、これらが改善するよう、日本社会に希望をもたらす政策を計画的、定量的に立案し、実行、評価、改善を繰り返していかなければならない。

第23条【生存権、健康権、受療権、リハビリテーション権(療養権)】

全国民は、生命を維持し、自分と家族のための衣食住(いしょくじゅう)の確保と改善をして、文化的な最低限度以上の生活を営む権利をもつ。

(2) 全国民は、生命を維持し、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する

権利をもつ。

(3) 全国民は、誰からも健康を害されない権利をもつ。

(4) 全国民は、安全で人に優しい、(イ) 疾病(しっぺい) 予防、(ロ) 疾病治療、(ハ) 看護、および、(ニ) リハビリテーション、を適正に受ける権利をもつ。

(5) 国は、年齢、職業にかかわらず、(イ) 保護が必要な生活環境または健康状況にありながら保護を受けられていない国民、および、(ロ) 人権を侵害されている国民、に対して、救済(きゅうさい) と保護をすみやかに実行し再発防止をしなければならない。

(6) 国は、生活のすべての面で、また、あらゆる年齢層の男女に対して、社会福祉、社会保障、環境衛生向上、産業衛生向上、疾病予防、疾病治療、リハビリテーション、疾病抑圧、医療向上、健康増進、ストレス対策、苦痛除去技術向上、経済力向上、および環境改善の活動をしなければならない。

(7) 全国民は、飢餓から逃れる権利がある。

(8) 国は、国際協力も合わせ、世界の食糧供給バランスも図りつつ、食糧の生産、保存および分配の方法を改善しなければならない。

第24条【平等権、差別禁止】

全国民は、法の前に平等であり、性別、人種、民族的出身、国民的出身、居住地域、言語、歴史的被差別集団、家系、婚内子婚外子の別、社会的出身、社会的地位、宗教、政治的意見、思想、信条、教育、財産、収入、遺伝的要素、体の特徴、病気、心身の状況、性的少数者か否か、その他不合理な理由、によって誰からも差別も虐待(ぎゃくたい) もされない権利をもつ。

(2) 公権力(こうけんりょく) によっても私人の間においても、差別および虐待はあってはならず、差別および虐待の防止のため、十分な法律を定める。

(3) 男女は平等であり、(イ) 求人、(ロ) 就職、(ハ) 公務員への就任、(ニ) 同一価値の労働に対する賃金および昇進、(ホ) 退職制度、ならびに、(ヘ) 公的年金制度、においても差があってはならない。セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ) および家庭内暴力はなくさなければならない。本規定は、比率の少ない性別に対する特別な措置の保持または導入を妨げない。

(4) 高齢者について、同一価値の労働に対する賃金および昇進に差があってはならず、実際の退職年齢と公的年金の受給開始年齢のギャップは小さくなければならない。

(5) 従来差別された地区および地域の人々を含む、日本社会におけるすべての少数者集団を、差別から完全に解放しなければならない。集団のもつどのような文化、言語、方言、宗教も制限されない。

(6) 国、国の機関および公務員は、(イ) 差別の原因となる貧困の解消を図り、(ロ) 差別の原因、解決方法および予防方法に関する正しい知識を普及し、(ハ) 住宅、教育、就業教育、就職、賃金、昇進、配置転換、結婚、犯罪捜査、言論、その他あらゆる場面における意識的差別および無意識的差別による人権侵害を、徹底的に解決し予防しなければならない。

第25条【階級・特権の否定】

被差別階級または奴隷（どれい）は、名目上でも実質上でも存在してはならず、その制度は無効である。

（２）（イ）王族（おうぞく）（ロ）天皇および皇族（こうぞく）（ハ）華族（かぞく）（ニ）貴族（きぞく）ならびに、（ホ）その他特権階級もしくは国民象徴機関、は、名目上でも実質上でも存在してはならず、その制度は無効である。

（３）前項のいずれかに属していた人は、他の国民と平等であって、自由ですべての基本的な人権をもち、特権、特別待遇、補償金、特別な減税または特別な年金等が与えられることはなく、差別されることもない。

（４）国内外からのどのような榮譽（えいよ）勲章（くんしょう）の授賞（じゅしょう）にも、またはどのような選別にも、特権を伴ってはならない。

（５）国内外からのどのような榮譽、勲章の授賞も、受賞者本人の寿命を越えて、子孫または一族に継承させることはできない。

第 26 条【居住権、通行権】

全国民に、居住、住居移転および国内の通行の自由を保障する。

（２）全国民に、（イ）外国に移動、（ロ）外国に移住、および、（ハ）外国から帰国、をす
る自由を保障する。

（３）全国民は、国外追放されることはない。

（４）全国民は、（イ）死刑執行の可能性の高い国、または、（ロ）拷問その他非人道的取
扱いもしくは刑罰を受ける可能性のある国、へ引き渡されることはない。

（５）全国民に、無国籍もしくは重国籍にならない限りにおいて、日本国籍を自ら離脱す
る自由を保障する。

（６）全外国人に、日本の法に違反しない限り、出国する自由を保障する。

第 27 条【環境権、日照権、静穏権、景観権、眺望権、清浄権、環境保全義務、災害対策義務、衣食住の安全】

全国民は、災害被害が少なく、かつ健康で安全な生活を営める環境に生きる権利をもつ。

（２）国民は、住環境における、（イ）安全性、（ロ）日照、（ハ）静穏（せいおん）（ニ）
景観、（ホ）眺望、ならびに、（ヘ）空気および水の清浄性、について、個別の事情および
他の国民の人権を斟酌した上で一定以上の質を保つ権利がある。

（３）国は、法律の定めにより、（イ）住環境、労働環境、地域環境、地球環境、および歴
史遺産を悪化から守り、また、（ロ）国民が心身とも健康に生活できる環境を保全する、義
務を負う。

（４）国は、（イ）過去の災害の原因と対応を分析し、（ロ）将来の災害に備えて対策を研
究し準備を積み重ねる、義務を負う。

（５）国は、国際社会と連携して、「現代の世代が、将来の世代の利益や欲求を充足する能
力を損なわない範囲内で環境を利用し、欲求を満たしていく」という「持続可能な開発（サ
ステイナブルディベロップメント）」を追求し実現しなければならない。

（６）国は、国際社会と連携して、地球温暖化対策を精力的に進めなければならない。

（７）国は、環境対策として、（イ）地球環境を悪化させる物質、人体に有害な物質および

排熱の排出量削減、ならびに、(ロ)大気からの原因物質の固定化、を推進しなければならない。

(8)国は、消費者を保護し、特に、衣食住、医療、交通および取引の安全を確保し、把握した問題はすぐに公開して迅速に対応しなければならない。

第28条【財産権】

日本の経済の基本は自由主義である。全国民に、合法的に取得した財産の(イ)所有、(ロ)使用、(ハ)行使、および、(ニ)遺産としての相続、を保障する。財産権には知的財産権(ちてきざいさんけん)を含む。財産権および所有権は誰も侵してはならない。財産権および所有権の内容は、他の人権と調和するように法律で定める。

(2)国および国の機関は、貧困者の生存権を守り、貧困から脱却できる施策を講じ、また、貧困者が増えないための施策を実施しなくてはならない。

(3)国および国の機関は、高額所得層があまりにも財を独占して階級的格差を生じさせ、または貧困者が貧困から脱却するのを困難にしないよう、国政において、格差係数を監視しつつ再配分を図らなくてはならない。

(4)私有財産は、法律が慎重に定めるところにより、正当な補償のもとに、他の人権と調和させるために用いることができる。

第29条【結婚権】

全国民は、二者の合意だけに基づいて結婚する権利をもつ。両者は平等であり同等の権利をもつ。

(2)(イ)配偶者の選択、(ロ)住居の選定、(ハ)姓の選択、(ニ)財産権、(ホ)相続、(ヘ)離婚、ならびに、(ト)その他結婚および家族に関する事項、に関して、法律は、個人の尊厳と男女平等、その他国民の平等に立脚して、制定しなければならない。

(3)思想、信仰にかかわらず、重婚(じゅうこん)を禁止する。

(4)離婚における児童に必要な保護は、法律の定めによりとられなければならない。

(5)全国民は、本人の結婚に関わる理由により解雇されることはない。

第30条【出産権】

全国民は、子を出産し、子孫を繁栄させる権利をもつ。母性(ぼせい)は保護されなければならない。産前産後の合理的な期間は、母親を特別に保護する。産前産後の合理的な期間に、働いている母親には、有給休暇または相当な社会保障給付を伴う休暇を与える。全国民は、子を出産に関わる理由により解雇されることはない。

(2)国は、国民が子を産みやすい環境を保障し、子孫が幸福に生きられる希望に満ちた未来を、計画的に実現しなければならない。

第31条【人格権】

全国民は、人間として不可侵(ふかしん)の尊厳として人格権が保障される。全国民に、尊厳を侵さず処遇され保護される権利を保障する。

第32条【心身不可侵権】

全国民に、誰からも、(イ) 正当な治療または研究の範囲を逸脱(いつだつ)し、(ロ) 同意なく、(ハ) 知らされることなく、または、(ニ) 目的を偽って、身体、体内組織もしくは精神に関する侵害または実験、たとえば、(イ) 加工、(ロ) 変形、(ハ) 装飾、(ニ) 埋め込み、(ホ) コントロール、(ヘ) サブリミナル(subliminal)効果、(ト) モニター、(チ) 位置追跡、(リ) 催眠、(ヌ) マインドコントロール、(ル) 鎮静(ちんせい)、(ヲ) 抑制、(ワ) 毒物、薬物にかかわらない物質もしくは生物の投与、(カ) 細菌もしくはウイルスの感染、(コ) 放射線照射、または、(タ) 異物接着、をされないことを保障する。

(2) ヒトを人工的に作り出すこと、およびヒトを人工的に改変することは、法律の定めにより、慎重に規制する。

第33条【名誉権】

全国民および国民の団体は、誰からも、(イ) 真実でない誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)、(ロ) 公益目的性は高いが事実と異なる事項、(ハ) 公益目的性が低い事項、および、(ニ) 差別的情報、のいずれによっても、公然と情報を提示され、もって社会的名誉、評価または信用を攻撃されることのない権利をもつ。

第34条【プライバシー権、通信の自由】

全国民は、個人の私生活、持ち物、行動内容、居場所、家族生活、住居、通信および表現に関するプライバシーを誰からも侵されない権利をもつ。

(2) 全国民に、誰からも、(イ) 郵便、(ロ) 信書運送、(ハ) 電子メール、(ニ) 電子文書アクセス、(ホ) チャット、(ヘ) メッセンジャー、(ト) 掲示板アクセス、(チ) ウェブアクセス、および、(リ) ログイン、を含むどんな手段の通信であっても、次の各号のいずれを誰からもされない権利を保障する。

1 通信者、通信相手、通信題名、通信内容、通信場所、通信時刻、通信理由等通信の秘密を侵すこと

2 通信の改竄(かいざん)

3 通信当事者でない人が通信当事者になりすますこと

4 傍受(ぼうじゅ)

5 暗号化されている情報の通信当事者以外による不正な復号化(ふくごうか)

6 通信の検閲(けんえつ)(すなわち、公の機関が、国民の表現行為について、不相当と認めるときには発表を禁止することを目的にして、発表の前後に内容を調査すること)ただし、企業または公企業が業務目的で企業構成員に与えた、(イ) フォーム、(ロ) 識別子もしくはアカウント、(ハ) 通信機器、または、(ニ) 処理装置、を用いて構成者が行う通信を、その企業または公企業があらかじめその企業構成員の合意を得たうえ復号化、関知または制限することはできるが、検閲、改竄およびなりすましは禁止する。

(3) 通信の自由に関して犯罪捜査または防止のため国が行う制限について、法律で定める条件は、人権を害することのないよう特に慎重、最小限かつ透明でなければならない。ただし、検閲、改竄およびなりすましは禁止する。

(4) 肖像(しょうぞう) 容貌(ようぼう) 本籍地、家族情報、遺伝情報、疾病(しつ

べい)情報、行動情報、生年月日、年齢、連絡方法、その他秘匿性(ひとくせい)の強い個人情報、不当に保有、利用、流用、捏造(ねつぞう)または漏洩(ろうえい)してはならない。これらの情報は、信義と誠実に基づく明白な目的もしくは当事者の合意または他の法的に定められた正当な根拠に従って用いられる。

(5) 公知(こうち)の情報または公益目的性の高い事実に関して、言論、出版、報道および電磁的手段による情報発信、その他一切の表現に保障されている自由を侵さない範囲で、肖像権、すなわち、(イ)肖像、容貌(ようぼう)および姿態の人格権、および、(ロ)肖像、容貌(ようぼう)および姿態の財産権、を保障する。

(6) 個人情報ですでに広く漏洩したことをもってその個人情報が公知であるとは考えない。

(7) 十分な公益性のある報道のために情報を提供した人のプライバシー権および情報ソース秘匿権は、他の人権との衡平を失わない限度で最大限守られる。

(8) 十分な公益性のある報道のために情報を提供した公務員は、プライバシー権および情報ソース秘匿権のもとで、公務における情報秘匿義務は十分小さいものと見なされる。

第35条【犯罪被害者およびその家族の人権】

犯罪被害者および犯罪被害者の家族は、誰からも、(イ)誹謗中傷、(ロ)根拠のない憶測(おくそく)、(ハ)脅迫(きょうはく)、(ニ)分量または方法が過度な取材、または、(ホ)その他、による、(イ)自由、ならびに、(ロ)プライバシー権、名誉権、静穏権、その他基本的人権、を侵害されないことを保障する。

(2) 犯罪被害者および犯罪被害者の家族が被告人について知る権利を尊重する。犯罪被害者および犯罪被害者の家族は、法律の定めにより、(イ)被告人に書面で質問し回答を受領すること、(ロ)裁判の傍聴すること、(ハ)少年審判の様子の記録を閲覧すること、(ニ)釈放(しゃくほう)、死刑執行命令、死刑執行、その他被告人に関する異動の連絡を受けること、ができる。

(3) 犯罪の被害者および犯罪被害者の家族が被った損害は、容易な手続で加害者に賠償(ばいしょう)を請求できる。裁判により被告人がこの賠償を行うべきと判決されれば、その賠償金には、(イ)被告人の財産、(ロ)被告人から納付される、または納付された、その事件の罰金、科料(かりょう)、その被告の保釈料(ほしゃくりょう)、そして、(ハ)被告が将来働いて返すべき債権(さいけん)をこの順位で充当して救済する。

(4) 犯罪被害者および犯罪被害者の家族は、法律の定めのある場合、犯罪予防責任のある国または地方公共団体に、被害のうち責任分の補償金もしくは見舞金のいずれか、またはその両方を求めることができる。きわめて重大な業務上過失(ぎょうむじょうかしつ)による被害はこれに準じる。

第36条【思想、信条の自由】

全国民に、(イ)どのような思想、信条および政治的意見をもって表明してもよい自由、および、(ロ)思想、信条または政治的意見を変更してよい自由、を保障する。この自由に対しては、法律で定める制限であって(イ)国の安全のため、(ロ)公の秩序のため、または、(ハ)他の人の人権および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外には、

どのような制限も課すことはできない。

(2) 全国民は、干渉されることなく意見を持つ権利をもつ。

第37条【信教の自由と政教分離】

全国民および団体に、(イ) どのような宗教を信じてよい自由、(ロ) そのような信仰を告白してもよい自由、(ハ) どのような宗教の布教活動をしてよい自由、および、(ニ) 信じる宗教を変更する自由、を保障する。

(2) 父母および法定保護者は、自己の信念に従って、児童の宗教的および道徳的教育を確保する自由をもつ。

(3) 全国民は、宗教上の(イ) 行事、(ロ) 祝典、(ハ) 儀式、または、(ニ) その他の宗教行為、に参加することを誰からも強制されない。

(4) (イ) 国、(ロ) 国の機関、(ハ) 地方公共団体、および、(ニ) 地方公共団体の機関は、宗教教育、その他どのような宗教的活動もしてはならない。

(5) 国教を決めてはならない。

(6) 国葬または国の追悼行事に、宗教色を与えてはならない。

(7) 宗教団体が、(イ) 国から特権を受けること、(ロ) 政治上の権力を行使すること、(ハ) 組織的に特定の代議員、政党もしくは派への投票を推奨すること、(ニ) 特定の代議員、政党もしくは派に金銭を払うこと、および、(ホ) 特定の代議員、政党もしくは派から収入を得ること、を禁止する。

(8) (イ) 内閣総理大臣およびその他の国務大臣、(ロ) 国会議員、(ハ) 地方公共団体の首長(しゅちょう) または、(ニ) 儀礼官、が、(イ) 宗教施設で、または、(ロ) 宗教団体もしくは宗教者に係る催しで、(イ) 婚礼または披露宴(ひろうえん)の参加、(ロ) 死去2か月以内の葬儀出席、(ハ) 5親等以内の家族親戚の葬儀その他法事への出席、および、(ニ) 子または孫の学校の宗教行事への出席、を除き、(イ) 参拝、(ロ) 宗教的祭事(さいじ)、(ハ) 旧皇室の祭事、または、(ニ) 慰霊(いれい)を行うことは、公私によらず禁止する。

第38条【情報発信権、表現権、反論権】

全国民に、言論、出版、報道、放送、芸術、電磁的(でんじてき)手段による情報発信、その他一切の表現および反論の自由を保障する。煽動罪(せんだうざい)は設けない。この自由の行使に対しては、法律で定める制限であって(イ) 国の安全のため、(ロ) 公の秩序のため、(ハ) 公衆の健康のため、(ニ) 公衆の道徳の保護のため、(ホ) 他の人の権利信用の尊重、または、(ヘ) 他の人の人権および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外には、どのような制限も課すことはできない。

(2) 言論、出版、報道、放送、芸術、電磁的手段による情報発信、その他一切の表現の事前の抑制は、禁止する。ただし、(イ) 司法による判決および仮処分、ならびに、(ロ) 人権救済局による措置、による個別の差し止めは該当しない。

(3) 全国民は、(イ) 口頭、(ロ) 手書き、(ハ) 印刷、(ニ) 芸術の形態、または、(ホ) 自ら選択する他の方法、により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報および考え

を求め、受けおよび伝える自由をもつ。

(4) 戦争に導くためのどのような宣伝も、法律で禁止する。

(5) 差別、敵意または暴力に導く、国民的憎悪、人種的憎悪または宗教的憎悪を主張する運動は、法律で禁止する。

第39条【憲法議論権】

全公務員を含む全国民に、いつでも憲法について意見を発表し議論し報道する権利を保障する。ただし、公務員の憲法順守義務を免除するものではない。

第40条【集会、結社（けっしゃ） 結党（けっとう）の自由】

全国民に、集会、結社、および結党の自由を保障する。この自由の行使に対しては、法律で定める制限であって（イ）国の安全のため、（ロ）公の秩序のため、（ハ）公衆の健康のため、（ニ）公衆の道徳の保護のため、（ホ）他の人の権利信用の尊重、または、（ヘ）他の人の人権および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外には、どのような制限も課すことはできない。

第41条【知る権利、知らせる義務】

国政の最終決定権をもっているのは国民であって、全国民は、国内外の政治状況、経済状況、社会状況、言論、文化、歴史および学術情報を、誰からも統制されることなく正確にかつタイムリーに知る権利をもつ。

(2) 全国民は、国および地方公共団体がその国民自分に関するもっている情報を、（イ）作成時に求めにより開示させること、（ロ）求めにより開示させること、（ハ）誤りを訂正させること、および、（ニ）不当に保有または利用された情報を削除させそれによる被害を補償させること、ができる。

(3) 全国民は、国および地方公共団体の行う行政、立法、司法に関する情報を正確にかつタイムリーに知る権利をもつ。この権利に基づき、国、地方公共団体および公務員は、法律の定めにより、（イ）行政、立法、司法に係る情報、ならびに、（ロ）維持、収集または管理する情報の属性および内容、について、プライバシー権または国家機密を損なう等重要な支障をきたす範囲に属すると証明できない限り、ただちにまたは法定の一定期間経過後、求めに応じまたは自主的に、情報開示する義務を負う。

(4) 国は、人権を守るために法律の定めにより行っている、（イ）プライバシー権、（ロ）財産権、（ハ）所有権、（ニ）居住、（ホ）国内の通行、（ヘ）報道の自由、（ト）その他基本的人権または自由、の制限について、その（イ）範囲、（ロ）方法、（ハ）状況、および、（ニ）理由、を、国民に知らせる義務を負う。

(5) 内閣総理大臣およびその他の国务大臣、内閣官房長官、最高裁判所長官ならびに会計検査院長は、国の運営に関する情報を正確、詳細かつ即時に知る権利をもつ。この権利に基づき、国、地方公共団体および公務員は、（イ）業務活動に係る情報、ならびに、（ロ）維持、収集または管理する情報の属性および内容について、ただちに求めに応じまたは自主的に、情報開示する義務を負う。

(6) 内閣総理大臣、機密費（きみつひ）の予算をもつ省庁の国务大臣、内閣官房長官、

最高裁判所長官および会計検査院長は、行政機関に予算が与えられ国益のためにその用途を詳細には開示しない機密費について、証憑（しょうひょう）を含むすべての経理データをいくらかでも詳細に、かつ遅滞（ちたい）なく知り検査する権利をもち、発見した問題を解決する義務を負い、また機密費の適法かつ適正な使用および予算に関して国民に対して責任を負う。

第42条【学問と創作活動の自由】

全国民に、学問、科学研究および創作活動について、学び、研究し、発表し、討論し、そして教える自由を保障する。

（2）全国民は、科学の進歩および科学の利用で利益を享受する権利をもち。

（3）全国民は、自己の科学的、文学的または芸術的作品により生じる、精神的および物質的利益が保護されることを享受する権利をもち。

（4）国は、科学および文化の保存、発展および普及を図る。

第43条【教育権】

全国民は、発育段階および適性に応じて、家庭と学校と社会で教育または躰け（しつけ）を受け勉強する権利をもち。

（2）全国民は、自分の子を（イ）保護し、（ロ）育て、（ハ）家庭教育を行い、（ニ）守り、そして、（ホ）学校教育を受けさせる、権利をもち。家庭と学校と社会は協力して、子供達の安全で健全な環境を守り、子供達に知恵と力と希望を授け、立派な人間に育てる権利をもち。

（3）国は、全国民に教育を行う義務を負う。国は初等教育を行う義務がある。公立および私立の学校における義務教育では、少なくとも授業、教科書および給食を必ず無償とする。

（4）国民は公立学校または私立学校を自由に選択する自由をもち。国民は私立学校を設置する自由をもち。

（5）国および国民は協力して青少年を健全な環境に置いて、（イ）健全な心身、（ロ）人格、および、（ハ）人格の尊厳についての十分な意識、を備えるよう育てなければならない。

（6）本憲法の理念は、発育段階に応じて、教育で伝えられなければならない。

（7）教育内容は基本的に、本憲法の理念に合致していなければならない。非民主的主義的教育、暴力肯定教育、犯罪方法の教育、人権侵害肯定教育、軍国（ぐんこく）主義教育、過度に民族主義的な教育、過度に宗教的な教育、他国の敵意を煽（あお）る教育、過去の勅語を用いる教育、神話を歴史的事実と教える教育、体罰を伴う教育、思想・信条・政治的意見の自由を侵害する教育、その他、本憲法に反する教育をしてはならない。

（8）一般教育の教科書について、国は原稿の査読（さどく）を行い誤りを指摘することができる。しかし、査読結果によって教科書の著作および出版、ならびに学校による教科書選択の自由を侵すことはできない。

第44条【職業選択等の自由、営業の自由】

全国民に、（イ）職業選択の自由、ならびに、（ロ）起業、営業および廃業の自由、を保

障する。

第45条【労働権】

全国民は、公正で、健康で、安全で、かつ尊厳ある労働条件を享受する権利をもつ。

(2) 国は、労働者を過酷な労働から明確に保護するため、(イ)賃金、(ロ)就業時間、(ハ)休憩、(ニ)定期的な有給休暇(ゆうきゅうきゅうか)、(ホ)安全かつ健康的な作業条件、および、(ホ)その他の労働条件、に関する基準を法律で定める。

(3) 本条は、日本に居住する外国人にも保障される。

第46条【搾取(さくしゅ)の禁止】

児童、幼児、女性(男性)、高齢者、患者、障害者、外国人等、あらゆる人からの、(イ)性的搾取、(ロ)強制労働、(ハ)人身売買、(ニ)強制奉仕、(ホ)奴隷化、(ヘ)臓器摘出、および、(ホ)その他、の、(イ)経済的搾取、または、(ロ)社会的搾取、は、誰によるものもあってはならない。特に、児童および幼児の商業的性的搾取は、絶対にあってはならない。

(2) 18歳未満の児童等を、(イ)精神もしくは健康に有害な、またはそれらの正常な発育を妨げるおそれのある労働、または、(ロ)生命に危険がある労働、に使うことは、処罰する法律を定めて厳重に禁止する。

(3) 一定の年齢に達しない児童に賃金を支払って使用することは、処罰する法律を定めて厳重に禁止する。

第47条【団結権】

労働者の団結する権利を保障する。労働者が団体交渉、適切な段階における労働協約交渉、ストライキ(同盟罷業(どうめいひぎょう))、その他団体行動をする権利を保障する。

(2) 全国民は、労働組合を結成する権利をもつ。全国民は、その労働組合の規則にのみ従うことを条件として、自分の意思で選択する労働組合に加入する権利をもつ。労働組合は自由に活動する権利をもつ。これら3権利の行使に対しては、法律で定める制限であって(イ)国の安全のため、(ロ)公の秩序のため、または、(ハ)他の人の人権および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外には、どのような制限も課すことはできない。

(3) 前条の規定は、公務員によるこれらの権利の行使について妥当かつ合法的な制限を課することを妨げない。

(4) 全労働組合は、国内の連合または総連合を設立し、またはこれに加入する権利をもつ。これらの連合または総連合は、国際的な労働組合団体を結成し、またはこれに加入する権利をもつ。

(5) 労働組合の構成員の切り崩しを計ること、および、労働組合員を差別的に取り扱うことを禁止する。

第48条【選挙権、国民投票権、参政権】

公務員を直接または間接に選び、また、罷免(ひめん)することは、国民の不可侵の権

利である。

(2) 公務員の直接選挙および国民投票について、満18歳以上の男女の日本国民全員、および18年間以上日本に居住している男女の外国人全員に、選挙権、投票権をそれぞれ保障する。

(3) 国民のもつ選挙権に関して、性別、人種、民族的出身、国民的出身、居住地域、言語、歴史的被差別集団、家系、婚内子婚外子の別、社会的出身、社会的地位、宗教、政治的意見、思想、信条、教育、財産、収入、遺伝的要素、体の特徴、病気、心身の状況、性的少数者か否か、その他不合理的理由、によって差別してはならない。

(4) 全国民に、公務員の直接選挙および国民投票において、「該当(がいとう)なし」と表明する権利を保障する。

(5) 選挙および国民投票での投票の秘密は、侵してはならない。投票の統計の詳細度は、投票の秘密を侵さない程度に粗いことを必要とする。

(6) 選挙管理委員会は、投票結果をすみやかに公表する。その際、「該当なし」の統計も公表しなければならない。

(7) 投票者は、投票で行った選択に関して、公的にも私的にも、誰からも責任を問われることはない。

第49条【被選挙権、参政権】

衆議院議員には、法律の定めにより、満23歳以上の男女の日本国民、および23年間以上日本に居住している男女の外国人が立候補できる。国会議員であった人は、初当選から50年を経過していない人だけが立候補できる。

(2) 参議院議員には、法律の定めにより、満30歳以上の男女の日本国民、および30年間以上日本に居住している男女の外国人が立候補できる。国会議員であった人は、初当選から50年を経過していない人だけが立候補できる。

(3) 国民のもつ被選挙権に関して、性別、人種、民族的出身、国民的出身、居住地域、言語、歴史的被差別集団、家系、婚内子婚外子の別、社会的出身、社会的地位、宗教、政治的意見、思想、信条、教育、財産、収入、遺伝的要素、体の特徴、病気、心身の状況、性的少数者か否か、その他不合理的理由、によって差別してはならない。

第50条【要望権、請願(せいがん)権】

全国民は、(イ)法律、政令、命令もしくは規則の、制定、廃止もしくは改正、(ロ)国家もしくは公務員の不法行為の停止、(ハ)公務員の罷免、または、(ニ)その他の問題、に関し、議院または地方議会に平和的に要望する権利をもつ。

(2) 全国民は、そのような要望を発しまたは支持したからといって、どのような不利を被ることも、誰から差別待遇を受けることもない。

(3) 要望には署名を添付することができる。

(4) 要望を受けた議院もしくは地方議会は、署名の量と質を考慮してすみやかにかつ誠実に審議し、採択した要望は実現の手続をする。

第51条【人権救済局】

差別または虐待の被害者は、被害者の社会的立場、子供あるいは高齢者であるなどその年齢、加害者との社会的関係、加害者との力関係、公権力を相手とする力関係、証拠収集負担、手続の負担、被害者意識の薄さ等の弱点等が原因となって被害の届出あるいは裁判が困難な傾向になるので、最大限救済されなければならない。

(2) 国は、法務担当省、警察、および出入国管理当局から独立し公権力の干渉を受けない人権救済局を各地に設置し、国費で運営する。人権救済局は人権侵害の申立てを受け、独立捜査権をもち、(イ)知識の普及、(ロ)相談、(ハ)調査、(ニ)保護、(ホ)裁判・申請等諸手続の援助、(ト)弁護人の援助、(チ)通訳、および、(リ)救済効果確認、を行う。

第52条【個人通報制度(こじんつうほうせいど)】

全国民は、生命、身体または精神の自由などの人権を侵害され、国内で救済される見込みのない個人は、直接、国際機関に人権侵害の救済を求めることができる。人権救済局は、国際的な個人通報を行う人を支援する。



第7章 人身の自由

第53条【住居侵入、搜索および押収の要件】

全国民は、その住居、作業場について、前条の場合を除いては、(イ)権限をもつ裁判所が正当な理由に基いて発し、かつ、(ロ)搜索する場所を明示する、搜索令状(そうさくれいじょう)が呈示されなければ、侵入または搜索を受けない自由を保障する。

(2)全国民は、その書類、著作物、電磁的記録物および所持品について、前条の場合を除いては、(イ)権限をもつ裁判所が正当な理由に基づいて発し、かつ、(ロ)押収する物を明示する、押収令状(おうしゅうれいじょう)がなければ、押収を受けない自由を保障する。

第54条【逮捕の要件】

全国民は、現行犯として逮捕される場合を除いては、(イ)権限をもつ裁判所が発し、かつ、(ロ)理由となっている犯罪を明示する、逮捕令状(たいほれいじょう)が呈示されなければ、逮捕されない自由を保障する。

(2)全国民は、逮捕しようとする公務員に傷害罪に該当する程度に至らない抵抗をしたことによる公務執行妨害を唯一の理由に現行犯逮捕されることはない自由を保障する。

第55条【抑留および拘禁の要件】

全国民は、(イ)逮捕の理由をその場で直ちに告げられない場合、(ロ)被疑事実を速やかに告げられない場合、(ハ)直ちに弁護人に弁護を依頼する権利を与えられない場合、(ニ)正当な理由がない場合、または、(ホ)契約上の義務を履行することができないことのみを理由の場合、は抑留(よくりゅう)(すなわち、逮捕に引き続く短期的身柄拘束)または拘禁(こうきん)(すなわち、逮捕に引き続く長期的身柄拘束)をされない自由を保障する。

(2)抑留もしくは拘禁された人またはその弁護人が求めれば、直ちに本人およびその弁護人の出席する公開の法廷で、その抑留または拘禁の理由が示されなければならない。

第56条【拷問、体罰等の禁止】

全国民に、誰からも、どのような(イ)奴隷的拘束、(ロ)拷問(ごうもん)(すなわち、自白を強要するための暴行)、(ハ)リンチ(私刑)、(ニ)品位を傷つける取扱い、および、(ホ)その他の残虐な体罰および精神的暴行、も受けないことを保障する。

(2)公務員による(イ)奴隷的拘束、(ロ)拷問、(ハ)リンチ、(ニ)品位を傷つける取扱い、および、(ホ)その他の残虐な体罰および精神的暴行、を、法律を定めて厳重に禁止し処罰する。

(3)全国民に、犯罪による処罰の場合を除いては、(イ)不本意な苦役(くえき)に服(ふく)させられないこと、および、(ロ)学校、職場、病院その他どのような場所でも不本意な(イ)体罰、(ロ)精神的暴力、(ハ)品位を傷つける取扱い、および、(ニ)いじめ、を

受けないことを保障する。

第57条【裁判を受ける権利】

全国民は、裁判所を利用して裁判を受ける不可侵（ふかしん）の権利をもつ。

第58条【刑事被告人の諸権利】

すべての刑事事件で、刑事被告人は、裁判所の公平で迅速な公開裁判を受ける権利をもつ。

（2）刑事被告人は、すべての証人に対して審問（しんもん）する機会を十分に与えられ、また、公費で自分のために強制的な手続により証人を求める権利をもつ。

（3）刑事被告人は、どのような場合にも、資格をもつ弁護人を依頼することができる。被告人が自分で依頼することができないときは、国が選任した弁護人を付ける。

第59条【不利益な供述の強要禁止、自白の証拠能力】

全国民は、被疑者（ひぎしゃ）もしくは被告人となったときに、（イ）氏名以外に自分に不利益な供述を強要されない自己帰罪拒否特権（じこきざいきよひとつけん）および、（ロ）黙秘権（もくひけん）をもつ。ただし、被疑者が無実であれば事実を積極的に供述してもよいにもかかわらず他に正当な理由なく供述しなかった点は、裁判上考慮材料となりうる。

（2）捜査および裁判において、被疑者もしくは被告人には、憲法に保障された自己帰罪拒否特権および黙秘権が事前に説明されなければならない。

（3）（イ）強制、（ロ）拷問、（ハ）暴力、（ニ）精神的暴力、または、（ホ）脅迫（きょうはく）による自白、または不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。

（4）捏造または改変を行った自白記録は、証拠とすることができない。自白記録の捏造、改変、または表現の変更を、厳重に罰する。

（5）全国民は、自分に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされることはなく、また、刑罰を科せられることはない。

（6）自白を証拠とするためには、今後の取調調書（とりしらべちょうしょ）には、文脈を失わない一連の質問と自白の明瞭な音声付き映像およびその文字記録を添付しなければならない。

第60条【公務員の不法行為の賠償、国家賠償請求権】

全国民は、どのような公務員の不法行為によって損害を受けたときにも、法律の定めにより、国または地方公共団体に賠償を求めることができる。

第61条【刑事補償請求権】

全国民は、逮捕または拘留（こうりゅう）された後、無罪判決が確定したときは、法律の定めにより、国にその補償、直接の謝罪および失われた名誉の回復を求めることができる。

（2）全国民は、刑罰に処せられたあと、再審その他の審判により無罪とされたときには、

その人、またはその相続人によって、法律の定めにより、国にその補償、直接の謝罪および失われた名誉の回復を求めることができる。



第8章 戦争の防止

第62条【軍隊、軍備の禁止】

日本は軍拡競争に参加せず、自ら体験した悲惨な戦争の再発を嚴重に防止するため、また、国際的緊張を緩和するため、人、機械、ロボットもしくはヒト以外の生物からなる軍隊、自衛隊またはこれらに類する武力保持部隊を持ってはならない。

(2)(イ)国民の徴兵(ちょうへい)制度および一時入隊制度、(ロ)民間または外国民による軍事力の保持、および、(ハ)民間、外国民または無国籍者への軍事の委託、は、あってはならない。

(3)国連により決議され構成された国連軍を除き、外国の軍隊、軍事設備および武器弾薬の、領海、領空を含む日本国内への移動および設置は、禁止する。これに反する同盟および条約を廃止および禁止する。

(4)日本は国際社会に、軍事力以外しか提供することはできない。これに反する同盟および条約を廃止および禁止する。

(5)日本は国際社会に対して、日本が締結(ていけつ)した条約および確立された国際法規にしたがって、たとえば、次の各号を特色とした貢献を率先して行う。

- 1 国家間の対話および和平交渉の提案と仲介
- 2 軍縮の呼びかけと推進
- 3 本憲法のような平和憲法の研究と推奨
- 4 暴力によらない紛争解決の呼びかけ
- 5 災害救助、開発、生活環境改善、教育、疾病予防、疾病治療、リハビリテーション、地雷除去・汚染除去等戦争後始末、戦後復興、被災復興、防災、防犯、武装解除および戦争防止を支援するための人材、資金、物資および技術の提供
- 6 寄付金および寄付物品の募集、管理、運搬および配布
- 7 人権擁護と世界の協調を進めるための平和的国際機関活動および諸国との連帯(れんたい)
- 8 人権活動
- 9 平和のための教育、報道および情報発信

第63条【戦争禁止】

日本は戦争の生んだ悲劇をふまえて、暴力の不毛(ふもう)さと非暴力による平和の重要性を世界の人々そして次世代の子供達に常に訴え、世界の国々と人々の良識を信じて、暴力によらない紛争解決を率先垂範(そっせんすいはん)しなければならない。

(2)日本は、戦争およびテロを、理由と形態にかかわらず行ってはならない。

(3)日本は、たとえ、自衛、集団自衛、共同防衛、先制攻撃、先制防御、外国への協力、外国からの協力要請、外国の治安維持、多国籍軍(たこくせきぐん)、国連平和維持活動(P

K O、Peacekeeping Operations) 国連平和維持軍 (P K F、Peacekeeping Forces)、抑止、報復、対抗、懲罰 (ちょうばつ)、局所的 (きょくしよてき) 事態、緊急事態または人道 (じんどう) 支援等という名分をもって、次の各号を直接または間接に行ってはならない。

- 1 戦争またはテロとしての武力行使
- 2 武力による威嚇 (いかく)
- 3 戦争のための役務 (えきむ)、物資、武器、資材、弾薬、燃料、食料、飲料、日用品または医薬品の提供、補給または運搬
- 4 戦争のための情報処理および通信
- 5 その他戦争の後方支援に属する活動

そして、国際紛争解決のための手段として、日本は次の各号の行為を直接または間接に行ってはならない。

- 1 殺傷 (さっしょう)
- 2 逮捕監禁 (たいほかんきん)
- 3 爆撃
- 4 自爆
- 5 抑留および拘禁
- 6 拷問
- 7 虚偽の宣伝
- 8 虚偽に基づく提訴
- 9 精神的暴力
- 10 マインドコントロール
- 11 その他暴力

(4) 国が国民の平和的生存権を犯す行為を行うとき、国民は、裁判所にその行為の差し止めを求めることができる。

第64条【警察の軍隊化の禁止】

警察は、日本の内外の脅威 (きょうい) から国民を守り安全を維持する。警察を、憲法の禁止している軍隊にしてはならない。警察には、国際法上も軍隊の条件を備えさせない。

(2) 警察は、消防と協力して、国内外の災害救助、事故救助を行う。国外に派遣される警察は、護身 (ごしん) を超えた殺傷 (さっしょう) 能力のある重火器 (じゅうかき) 等の武器または武器を内蔵する機器を持ち出さない。

(3) 外国からの武力攻撃またはテロが生じたとき、国民を守る専管 (せんかん) 機構は、警察である。警察は、領空、領海を含む国内でのみ、犯罪者または攻撃勢力を鎮圧することができる。国民が外国において犯罪、テロまたは戦争により危険な状態になった場合の救助は、警察が、本憲法、日本の国内法規、確立した国際的な法規および批准した条約に基づき、当事国または国連と協力して、行う。

(4) 警察が、外国軍隊、外国警察または国際機関の要員の保護または外国軍隊、外国警察または国際機関の要員への攻撃への報復のために、護身用武器を使用することは禁止する。

(5) 警察庁は、警察を統括(とうかつ)する。警察庁は、国家公安委員会が管理する。国家公安委員会の委員長は、国務大臣が務める。警察の活動の最終責任は内閣総理大臣が負う。

第65条【武器所持、使用】

武器または武器を内蔵する機器を所持または使用を許される公務員は、(イ)警察官、(ロ)海上保安官、(ハ)麻薬取締官、(ニ)麻薬取締員、(ホ)刑務官、(ヘ)入国警備官、(ト)入国審査官、(チ)税関職員、および、(チ)漁業監督官、に限られる。

(2) 本条に記載した(イ)公務員機能の正式呼称、および、(ロ)許される所持および使用の詳細、は、法律で定める。

第66条【核、生物、化学兵器の禁止】

日本は悲惨な戦争やテロを自ら起こすことを厳重に防止するため、核兵器、生物兵器、および化学兵器を、(イ)持たず、(ロ)作らず、かつ、(ハ)外国から持ち込ませない。

(2) 核兵器、生物兵器、化学兵器、およびその専用部品または専用材料を、外国からの航空機、船舶等により持ち込まれないため、日本自ら検査、取締りをしなければならない。

第67条【有事例外の禁止】

本憲法を破る国家権力の行き過ぎの行使から国民の人権を守るため、たとえ国に武力攻撃、重大テロ、重大事故、重大災害、その他非常事態または非常事態につながる懸念のある事態が生じたとしても、本憲法にも本憲法下の法にも基づくことなく、本憲法および本憲法下の全部または一部の法の、(イ)効力停止、(ロ)廃止、(ハ)読み替え、または、(ニ)恣意的(しいてき)な解釈変更、をすることを、厳重に禁止し、それらは無効とする。



第9章 国会

第68条【国会の地位、立法権、条約批准権】

日本のすべての立法権（すなわち、法律を作る権限）は国会に属する。日本のすべての条約批准権は国会に属する。

第69条【二院制、両議院の役割】

国会は、衆議院および参議院の両議院で構成する。

（2）衆議院は、内閣との相互牽制という緊張感の中で、内閣を監視し、参議院より優越した議決権のもとに、多くの事案を先議するために設ける。

（3）参議院は、長い任期の間解散されることなく、安定的かつ強力に内閣および衆議院を監視・牽制し、また、参議院に提出された事案を先議するために設ける。

第70条【両議院の組織】

両議院は、全国民を代表する選挙された議員からなる。

（2）両議院の議員の定数は、法律で定める。

（3）議員は、死亡した場合、または裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合、ただちに議員籍を失う。

第71条【両議院議員兼職禁止】

両議院の議員を兼務することはできない。

第72条【役員を選任、議院規則】

両議院は、それぞれその議長その他の役員を選任する。

（2）各議院は、会議、手続、および内部の規律に関する規則を定める。

第73条【衆議院議員の任期】

衆議院議員の任期は、4年とする。ただし、衆議院解散の場合には、任期はその期間満了前に終了する。

第74条【参議院議員の任期】

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第75条【選挙に関する事項の法定、投票の数的平等】

選挙区、投票方法、その他両議院議員の選挙方法に関する事項は、法律で定める。

（2）国会議員は、立木や土地ではなく国民を代表するのであって、全国民は、国政選挙において平等な重みで投票できる権利をもつ。一票の重みの平等は、選挙区と行政区域の

一致度よりも、また、全国一斉に改選することよりも、優先する。各議院について、各選挙区の、議員定数を有権者数で除した一票の重みを算出し、「最大値 / 最小値 < 1.5」でなければその選挙は無効である。

第76条【政党前提制度の廃止】

議院および内閣の運営、議員報酬および国政選挙、議会選挙を含むすべての国政および地方自治において、議員または議員候補者からなる政党、派、その他の結社に関連もしくは依存する制度が存在してはならない。そのような制度は無効である。ただし、国会議員または候補者の結社およびその活動の自由は妨げない。

第77条【議員の報酬受領権】

両議院の議員は、法律の定めにより、国庫（こっこ）から適正な水準の報酬を受ける。

第78条【通常国会】

通常国会を、毎年1回召集（しょうしゅう）する。

第79条【臨時国会】

内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。どちらかの議院の在籍議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、臨時国会の召集を決定しなければならない。

第80条【衆議院の解散、特別国会、参議院の緊急集会】

衆議院が解散されたときは、その解散の日から30日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から7日以内に、特別国会を召集しなければならない。

（2）衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を召集することができる。

（3）前項但書の緊急集会で採られた措置（そち）は、臨時のものであって、次の国会開会の後7日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

第81条【定足数、議決】

各議院は、その在籍議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。その在籍議員の4分の1以上の出席があれば、議長は出席して議事を進行しなければならない。

（2）各議院は、その在籍議員の過半数（かはんすう）の出席がなければ、議決することができない。

（3）各議院の議事は、本憲法に特別の定めのある場合を除いては、その出席議員の過半数で決し、可否同数（かひどうすう）のときは、議長の決するところによる。

第82条【法案検討の必須視点】

国会議員が法案への自らの態度を決めるにあたっては、特に、（イ）その法案が本憲法に違反していないか、特に人権を損なうおそれはないか、（ロ）その法案が許認可制度の新設

または変更を伴う場合に、国家コストの増大、汚職増加、天下りのおそれがないか、(八)その法案による国民へのサービスの低下または国民負担の増加のおそれはどうか、および、(二)その法案は一部の国民への偏った奉仕ではないかどうか、を必ず検討する必要がある。

第83条【国務大臣の議院出席】

内閣総理大臣およびその他の国務大臣は、国会議員であるかないかにかかわらず、議案について発言するためいつでも議院に出席することができる。また、答弁または説明のため出席を求められたときには、出席しなければならない。

(2) 内閣総理大臣およびその他の国務大臣は、(イ)両議院の審議が重なるとき、(ロ)国政上非常に重要な国際会議に出席するとき、(ハ)病気のと看、および、(ニ)これらにならぶ非常状態のと看、に限り、事前に議長の許可を得て、法律で定める有資格者であって責任をもって答弁および説明を代行できる能力のある人を、全権を委任した代理者としてのみ、出席させることができる。

第84条【会議の公開、秘密会】

両議院の会議は、公開とする。ただし、出席議員の3分の2以上で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(2) 両議院は、(イ)それぞれその会議の記録を保存し、(ロ)秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められたもの以外は、会議の様子の音声付き映像を各議院ウェブサイトで公開中継し、(ハ)文字による議事録および音声付き映像を永久保存して国民に供覧し、および、(ニ)文字による議事録および音声付き映像を各議院ウェブサイトで永久に公開しなければならない。リアルタイムの速記は必須としない。

(3) 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決(ひょうけつ)は議事録に記載しなければならない。

第85条【法案の提出】

内閣総理大臣およびその他の国務大臣または国会議員だけが、法案提出を行うことができる。

(2) 法案は、本憲法に特別の定めのある場合を除いては、内閣は衆議院または参議院に提出し、その他は提案者のうち代表者の所属する議院に提出しなければならない。

(3) 法案は、本憲法に特別の定めのある場合を除いては、提出された方の議院で先に審議する。

第86条【議員の演説・表決の免責(めんせき)特権】

両議院の議員は、議院で行った演説、討論または表決について、議院外で法的責任を問われない。これを、議院外で政治的批判を免れると解することはできない。また、これを、公務員の憲法順守義務を免れると解することはできない。

第87条【議決】

法案は、本憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

(2) 衆議院に提出された法案は、衆議院が、提出された日から国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、参議院は、衆議院がその法案を可決し参議院に送ったものとみなす。

(3) 衆議院に提出された法案は、参議院が、衆議院の可決した法案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法案を否決したものとみなす。

(4) 衆議院に提出されて、衆議院で可決され参議院で否決された法案は、衆議院で出席議員の3分の2以上で再び可決されたときは、法律となる。

(5) 前項の規定は、法律の定めにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

(6) 衆議院に提出されて、衆議院で可決され参議院で否決された法案が、その状態になってから国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、法律にならない。

(7) 参議院に提出された法案は、参議院が、提出された日から国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法案を可決し衆議院に送ったものとみなす。

(8) 参議院に提出されて、参議院で可決され衆議院で否決された法案は、法律にならない。

(9) 前項の規定は、法律の定めにより、参議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

(10) 参議院に提出された法案は、衆議院が、参議院の可決した法案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、法律にならない。

第88条【衆議院の予算先議(せんぎ)と優越(ゆうえつ)】

予算は、参議院に提出するより先に衆議院に提出して審議しなければならない。

(2) 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、(イ)法律の定めにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、または、(ロ)参議院が、衆議院での予算可決後、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第89条【条約批准と衆議院の優越】

条約批准案は、参議院に提出するより先に衆議院に提出して審議しなければならない。

(2) 条約批准案の承認について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、(イ)法律の定めにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、または、(ロ)参議院が、衆議院での条約批准案可決後、国会休会中の期間を除いて45日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第90条【議院の国政調査権】

両議院はそれぞれ、立法に限らず国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭および証言ならびに記録の提出を要求する権利をもつ。

第91条【違憲（いけん）と判決された法律・条約への対応】

最高裁判所または一般裁判所によって特定の法律または条約が違憲であるという判決が下された場合、国会は速やかにその事案（じあん）を検討し、立法機関として必要な対応をする。

第92条【裁判官訴追（そつゐ）委員会、裁判官弾劾（だんがゐ）裁判所】

全国民および最高裁判所は、（イ）職務上の義務に著しく違反した裁判官、（ロ）職務を甚だしく怠った裁判官、または、（ハ）職務上か職務外を問わず、裁判官としての威信を著しく失う非行をした裁判官、を、罷免させるよう、裁判官訴追委員会に求めることができる。

（2）国会は、罷免の訴追するかどうか調査判定するため、両議院の議員で組織する裁判官訴追委員会を設ける。

（3）国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する裁判官弾劾裁判所を設ける。

（4）弾劾に関する事項は、法律で定める。

第93条【懲罰（ちょうばつ）】

各議院は、院内の秩序を乱した議員または国会の権威を失墜（しつゐ）させた議員に懲罰を与えることができる。ただし、議員を除籍（じょせき）させるには、出席議員の3分の2以上による議決を必要とする。

第94条【議員の不逮捕特権】

両議院の議員および国会議員以外の国務大臣は、本憲法および法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されない。会期前に逮捕された議員および国会議員以外の国務大臣は、その議院の要求があれば、会期中釈放しなければならない。刑の確定にともなう収監（しゅうかん）については、国会の会期中であっても延期されない。

第95条【議員の欠格事由】

両議院の議員および国会議員以外の国務大臣は、刑事裁判で執行猶予（しっこうゆうよ）のありなしにかかわらず懲役（ちょうえき）刑の判決を受け、控訴（こうそ）または控訴の可能性により未確定な状態にある場合、法律の定める場合を除いては、国会議員である場合議員籍はありながら議院での投票権および発言権を失い、また、内閣総理大臣その他の国務大臣であった場合それを罷免される。その後その事件で裁判所から無罪判決を受けた場合、国会議員の議院での投票権および発言権は復活する。

（2）両議院の議員および国会議員以外の国務大臣は、刑事裁判で執行猶予のありなしにかかわらず懲役刑が確定した場合、国会議員であった場合有罪確定と同時に議員籍を自動的に失う。また、内閣総理大臣その他の国務大臣であった場合それを罷免される。その議員および国会議員以外の国務大臣は、執行猶予のある場合は確定した日から2年間、執行猶予がない場合は刑期終了後2年間は、国政選挙および地方選挙に立候補できず、国務大

臣に就任することもできない。ただし、殺人、業務上過失致死、収賄、賄賂の要求、詐欺、横領、談合幫助（だんごうほうじょ）、窃盗（せつとう）、偽証（ぎしょう）、その他議員または国務大臣にあるまじき重罪が確定した場合は、執行猶予のありなしにかかわらず、刑期終了後30年間は国政選挙および地方選挙に立候補できない。



第10章 内閣

第96条【行政権と内閣】

日本の行政権は、会計検査院、独立行政委員会、および、人権救済局を除き、すべて内閣に属する。

(2) 内閣には、行政の説明責任と実行責任がある。

第97条【内閣の組織】

内閣は、法律の定めにより、その首長たる内閣総理大臣1名およびその他の国務大臣で組織する。

(2)(イ) 元自衛隊に属したことがある人、または、(ロ) 本条発効以後に警察組織もしくは海上保安組織に属したことがある人は、内閣総理大臣およびその他の国務大臣になれない。

(3) 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

第98条【内閣総理大臣の指名、衆議院の優越】

内閣総理大臣は、国会が国会議員の中から議決で指名する。国会議員は、自らこの指名を辞退する権利がある。この指名は、他のすべての案件(あんけん)に先だつて行う。

(2) 衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、(イ) 法律の定めにより両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、または、(ロ) 衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

(3) 内閣総理大臣は元首(げんしゅ)ではなく内閣の長である。

第99条【国務大臣の任免】

内閣総理大臣は、内閣総理大臣以外の国務大臣を任命する。国会議員および国民は、自らこの任命を受諾する権利と辞退する権利をもつ。

(2) 内閣総理大臣以外の国務大臣の任命において、内閣総理大臣は、性別、人種、民族的出身、国民的出身、居住地域、言語、歴史的被差別集団、家系、婚内子婚外子の別、社会的出身、社会的地位、宗教、政治的意見、思想、信条、教育、財産、収入、遺伝的要素、体の特徴、病気、心身の状況、性的少数者か否か、その他不合理な理由、によって差別してはならない。

(3) 国務大臣の任務と人数の変更は、法律で定める。

(4) 内閣総理大臣およびその他の国務大臣の過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。

(5) 国会議員以外から任命されて就任した国務大臣は、就任期間中、国会議員から任命されて就任した国務大臣と同様、公務員とされる。

(6) 内閣総理大臣は、理由を明示して、いつでも任意に内閣総理大臣以外の国务大臣を罷免できる。内閣総理大臣は、すみやかに任命により欠員を補充しなければならない。

第100条【内閣総理大臣の職務】

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国务および外交関係について国会に報告し、ならびに行政各部を指揮監督する。

第101条【内閣の事務】

内閣は、他の一般行政事務のほか、次の事務を行う。

- 1 法律を誠実に執行し、国务を統括すること。
 - 2 国会が批准した条約を締結し公布すること。ただし、事前に、万(ばん)やむをえないときは事後に、国会の批准決議を経ることを必要とする。内閣が条約を締結後に国会が批准を否決した場合、内閣はその条約締結をただちに取り消さなくてはならない。
 - 3 本憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定し公布すること。ただし、政令には、その法律が特に委任しない限り、罰則を設けることができない。
 - 4 外交関係を処理すること。
 - 5 法律の定める基準にしたがい、国家公務員に関する事務を専管処理すること。
 - 6 予算を作成して国会に提出すること。
 - 7 大赦(たいしゃ) 特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を決定し公布すること。
- (2)(イ)憲法、法律および政令の公布、(ロ)外交文書の認証、(ハ)条約の署名、批准、締結の公布、(ニ)国際法規の認定の公布、(ホ)国务大臣その他法律の定める公務員の任免、(ヘ)国会の召集、(ト)衆議院の解散、(チ)国政選挙の施行の公示、(リ)国民投票の施行の公示、(ヌ)大赦、特赦、減刑、または復権、ならびに、(ル)死刑の執行命令、は、内閣総理大臣の名において内閣が自ら行わなくてはならず、他に委任してはならない。

第102条【儀礼官(ぎれいかん)】

内閣は、法律の定めにより、儀礼官(ぎれいかん)を、国民の中から指名し、国会の議決を経て任命することができる。国民には、この指名を自分の意思で辞退する権利がある。

(2) 儀礼官は公務員であり、その唯一の任務かつ唯一の権限は、(イ)外国首脳、大使、公使、および国内外から政府への公式の来客の接受(せつじゅ) および、(ロ)外国首脳の冠婚葬祭への出席、である。その他の国内外のイベント、議院、閣議および裁判への出席および国内の冠婚葬祭への出席はできない。

(3) 儀礼官は元首でも国民の代表権者でもなく、前条の権限を超える権力および権威は与られず、また、国家権力または権威の裏付けのある演説、発表、認証、批准あるいは署名をすることはできない。

(4) 儀礼官にも、公務員として憲法順守義務がある。

(5) 儀礼官は0~4名で、その任期は1年以上30年以内の範囲で法律で定める。儀礼官を一生に2期以上務めることはできない。儀礼官を世襲で任命すること、および禅譲で指名することを禁止する。儀礼官は、儀礼官以外の公務員と兼務できない。儀礼官は一般公募または選挙することができる。内閣は、いつでも任意に儀礼官を罷免できる。儀礼官

は自分の意思でいつでも辞任できる。

(6) 儀礼官は、他の公務員と同様の待遇を受け、法律の定めにより、国庫から、内閣官房長官(かんぼうちょうかん)の年間報酬を超えない適正な水準の報酬を受ける。儀礼官の家族であって儀礼官でない人には、特別な任務、および特別な待遇は与えられない。

第103条【法律・政令の署名、連署】

すべての法律および政令には、法務を所管(しょかん)する国務大臣が署名し、内閣総理大臣も連署することを必要とする。

第104条【条約の締結】

内閣は、締結を考える条約を、自動執行か非自動執行かの区分を明示し、原文が日本語でない場合はさらに、(イ)内閣法制局による日本語公定訳案(こうていやくあん)、および、(ロ)その日本語公定訳案と原文の同一性に関する、民間の委員を含む同一性検証委員会の合格証、を添付して、国会に提出する。同一性の責任は内閣が負う。国会は、法律と同様の手続の決議をもってこの条約を批准する。内閣は、国会に批准された条約を締結し、公布する。批准され締結された条約の日本語公定訳は、原文に準じる法的効力をもつが、原文と相違する場合は原文が優先する。国会に批准されなかった条約は、締結できない。

第105条【違憲と判決された政令・条約・行政行為への対応】

最高裁判所または一般裁判所によって特定の政令、条約または行政行為が違憲であるという判決が下された場合、内閣は速やかにその事案を検討し、行政機関として必要な対応をする。

第106条【衆議院の内閣不信任】

(イ)衆議院が内閣不信任案を出席議員の過半数で可決したとき、または、(ロ)衆議院が内閣信任案を出席議員の過半数で否決したとき、は、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職(そうじしょく)をしなければならない。

第107条【衆議院解散の要件】

内閣総理大臣は、(イ)衆議院が内閣不信任案を可決したとき、または、(ロ)衆議院が内閣信任案を否決したとき、または、(ハ)内閣が内閣と衆議院との相互信頼を失う理由があると判断したとき、は、理由を明確に宣言したうえで衆議院を解散することができる。

(2) 前項の衆議院解散理由は、(イ)参議院が内閣不信任案を可決したこと、(ロ)参議院が内閣信任案を否決したこと、および、(ハ)内閣が内閣と参議院との相互信頼を失う理由があると判断したこと、を含んではならない。

(3) 解散・総選挙後の特別国会で、内閣総理大臣は、前の解散と同じ理由で衆議院を解散することはできない。

第108条【参議院の内閣不信任】

(イ)参議院が内閣不信任案を出席議員の3分の2以上で可決したとき、または、(ロ)

参議院が内閣信任案を出席議員の3分の2以上で否決したとき、内閣は、衆議院の解散をすることなく、ただちに総辞職をしなければならない。

第109条【内閣総理大臣の欠失または総選挙後の総辞職】

(イ)内閣総理大臣が欠けたときは、または、(ロ)衆議院議員総選挙のあと最初に国会の召集があったとき、内閣はただちに総辞職をしなければならない。

第110条【総辞職後の内閣の職務】

内閣総辞職の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されただちに国务大臣が任命されるまで、引き続きその職務を続行する。

第111条【国务大臣の不逮捕特権】

国务大臣は、(イ)内閣総理大臣の同意がある場合、および、(ロ)その他本憲法もしくは法律の定める場合、を除いては、その在任中に逮捕されることはない。会期前に逮捕された国务大臣は、その議院の要求があれば、会期中釈放しなければならない。

第112条【国务大臣のリコール】

選挙権を有する国民は、法律の定めにより、有権者数の3分の1以上の署名または電子的署名をもって、その代表者から、選挙管理委員会に対し、内閣総理大臣およびその他の国务大臣の同時に1名以上の罷免の請求をすることができる。

(2)前項の請求があったときは、選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を官報(かんぼう)、政府ウェブサイト、主要テレビ局での放送、主要全国新聞、主要全国新聞ウェブサイト、全都道府県議会ウェブサイト、および全国民への書面通知によって国民に提示しなければならない。

(3)第1項の請求があったときは、選挙管理委員会は、請求から2か月以内に、その罷免請求を有権者の投票に付さなければならない。

(4)前項の投票によって罷免請求に過半数の同意があったときは、罷免を請求された国务大臣はその職をただちに失い、かつ、罷免された国会議員は議員の籍をただちに失う。さらに、罷免された国务大臣に内閣総理大臣が含まれていた場合には、内閣はただちに総辞職する。一方、罷免された国务大臣に内閣総理大臣が含まれていなかった場合には、内閣総理大臣はただちに別の人を国务大臣に任命しなければならない。また、議員の欠員に関しては、法律の定めにより、補欠選挙を行う。



第 1 1 章 裁判所

第 1 1 3 条【司法権、裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】

日本のすべての司法権は、最高裁判所および法律で設置する一般裁判所に属する。

(2) 特別裁判所および軍事法廷の設置は禁止する。行政機関は、終審(しゅうしん)として裁判を行うことができない。

(3) すべての裁判官は、良心に従い独立して職権(しょっけん)を行い、本憲法、法律ならびに有効な条約および国際法規にのみ拘束される。

第 1 1 4 条【最高裁判所の構成、最高裁判所の裁判官、国民審査権】

最高裁判所は、最高裁判所長官および法律の定める数のその他の裁判官で構成する。最高裁判所の裁判官は、すべて内閣が任命し公布する。

(2) 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民審査に付し、その後4年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際さらに国民審査に付し、その後も同様とする。

(3) 前項の国民審査において、白紙以外の有効投票のうち過半数が任期延長に反対した裁判官は、任期を終了させられる。欠員は、本憲法および法律の定めにより、すみやかに任命され補充しなければならない。

(4) 審査に先立って、法律の定めにより、審査対象の裁判官の関与した事件と判決でのその裁判官の意見についての十分な記録を、最高裁判所ウェブサイトで公開しなければならない。

(5) 審査に関するその他の事項は、法律で定める。

(6) 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達したときには退官する。

(7) 最高裁判所のすべての裁判官は、法律の定めにより、国庫から適正な水準の報酬を受ける。

第 1 1 5 条【一般裁判所の裁判官】

一般裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した候補者の名簿によって、内閣が審査して任命し公布する。

(2) 一般裁判所の裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達したときには退官する。

(3) 一般裁判所のすべての裁判官は、法律の定めにより、国庫から適正な水準の報酬を受ける。

第 1 1 6 条【裁判官の身分保障】

裁判官は、心身の故障のために職務を執ることができないと司法上決定された場合を除いては、(イ)弾劾裁判所の判決、または(ロ)リコールによる罷免の可決、によらなけれ

ば罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒（ちょうかい）処分をできない。

第117条【裁判所の規則制定権】

最高裁判所は、（イ）訴訟に関する手続についての規則、および、（ロ）弁護士に関する事項、裁判所の内部規律に関する事項および司法事務処理に関する事項についての規則、を定める権限をもつ。

（2）検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

（3）最高裁判所は、一般裁判所に関する規則を定める権限を、一般裁判所に委任することができる。

第118条【合憲（ごうけん）性審査】

最高裁判所は、一切の（イ）法律、（ロ）政令、（ハ）命令、（ニ）規則、または、（ホ）行政行為が憲法に違反していないかどうかを決定する権限をもち、憲法裁判所機能をもつ、終審裁判所である。

（2）国民は、具体的被害の有無にかかわらず、特定の法律または政令が憲法違反であると考えれば、国を相手どって是正を求める訴えを起こすことができる。

（3）国民は、原告だけが直接被害を受けているものでなくても、（イ）特定の国政行為、または、（ロ）特定の違憲状態を長期間放置する立法不作為（ふさくい）が憲法違反であると考えれば、国を相手どって是正を求める訴えを起こすことができる。ただし、短期間に同一の案件に関して多数の訴訟が提起された場合、裁判所は、法の定めによりいくつかの訴訟に統合する、または絞ることができる。

（4）最高裁判所および一般裁判所は、（イ）訴状にその事件または特定の法律もしくは政令について合憲性審査の付帯請求があれば、または、（ロ）裁判官が合憲性審査が必要と考えたときは、その事件もしくはその法律が、合憲であるか違憲（いけん）であるかを審査し、（イ）判断結果、（ロ）判断理由、および、（ハ）法律の改正の必要性があればその必要性と改正の方向、を判決で明らかにしなければならない。

第119条【裁判の公開】

裁判の弁論および判決は、公開法廷で行う。

（2）裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、弁論を、非公開で行うことができる。ただし、（イ）政治犯罪、（ロ）出版に関する犯罪、（ハ）付帯請求で合憲性審査を求められた事件、または、（ニ）本憲法で保障する国民の権利が問題となっている事件、の弁論は、常に公開しなければならない。

（3）裁判所は、法律の定めにより、裁判の弁論および判決の模様を、音声付き映像に記録して裁判所に保存する。

（4）刑事裁判の場合、裁判官全員、検察、被告人全員および弁護人全員のすべてが同意したときは、これらのいずれかから異議が出るまでの時間は、裁判の弁論もしくは判決、またその両方の模様の音声付き映像を、放送またはその裁判所ウェブサイト、ライブ中継または録画で、公開することができる。

（5）民事裁判の場合、裁判官全員、原告全員、いれはその代理人全員、被告全員、いれ

ばその代理人全員のすべてが同意したときは、これらのいずれかが異議が出るまでの時間は、裁判の弁論もしくは判決、またその両方の模様の音声付き映像を、放送またはその裁判所ウェブサイト、ライブ中継または録画で、公開することができる。

第120条【裁判の迅速性確保】

裁判所は、裁判の起訴から判決までの期間をいたずらに長くしてはならない。国以外の裁判当事者が、判決までに不当に長い期間が費やされたために被害を被ったときは、遅延の原因となった者は、法律の定めにより、裁判当事者に賠償する責任を負う。

第121条【国民の再審請求権】

確定判決の事実認定に対して、新しい証拠と他の証拠を総合的に評価して合理的な疑いを生じさせれば、裁判所に再審（さいしん）を請求できる。

第122条【裁判官のリコール】

選挙権を有する国民は、法律の定めにより、有権者数の3分の1以上の、署名または電子的署名をもって、その代表者から、選挙管理委員会に対し、最高裁判所長官を含む最高裁判所裁判官または一般裁判所裁判官の、同時に1名以上の罷免の請求をすることができる。

（2）前項の請求があったときは、選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を官報、政府ウェブサイト、全裁判所ウェブサイト、主要テレビ局での放送、主要全国新聞、主要全国新聞ウェブサイト、全都道府県議会ウェブサイト、および全国民への書面通知によって国民に提示しなければならない。

（3）第1項の請求があったときは、選挙管理委員会は、請求から3か月以内に、その罷免請求を有権者の投票に付さなければならない。

（4）前項の投票によって罷免請求に過半数の同意があったときは、罷免を請求された裁判官はその職をただちに失う。欠員になった最高裁判所長官または最高裁判所裁判官については、内閣がただちに別の人を任命しなければならない。欠員になった一般裁判所裁判官については、ただちに最高裁判所が候補者を指名し、内閣が審査して任命しなければならない。



第 1 2 章 法律

第 1 2 3 条【法律の有効性】

日本国民は、(イ)本憲法で定めた手続で制定され、(ロ)本憲法の違反がなく、(ハ)他の法律と矛盾もアンバランスもなく、かつ、(ニ)明確に作成され公布された、法律を、順守する義務がある。日本国民は、憲法または法律に違反した場合には、それらに定められた措置を受ける。

(2)国内法において慣習は法と認めない。ただし、民事において、法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合で、法律行為の当事者がその慣習による意思をもっているとき、その慣習に従う。

第 1 2 4 条【公布方法】

内閣は、成立した法律を、直ちに、かつ必ず施行日以前に、官報の配達および政府ウェブサイト掲載によって公布し、法律が有効である間は事故がない限り継続的に政府ウェブサイト上で閲覧可能にしなければならない。大多数の官報販売所への配達完了および政府ウェブサイト掲載完了の条件が揃った日まで、公布および施行は延期されたものと見なす。

(2)裁判所は、公布されている法律を、遅滞なく全裁判所ウェブサイトに掲載し、法律が有効である間は事故がない限り継続的に全裁判所ウェブサイト上で閲覧可能にする。

第 1 2 5 条【明確性の原則】

全法律は、通常の判断能力を有する一般人が読めば具体的な行為がその適用を受けるか受けないかを判断でき、かつ刑罰を理解できる程度には、明確に規定されていなければならない。

(2)基本的人権を制約する法律は、国民に萎縮(いしゆく)の影響が生じないように、また誤って不利益を受ける人が生じないように、慎重にかつ明確に規定されなくてはならない。

第 1 2 6 条【法律・政令の明快表記】

本憲法、すべての法律および政令は、現代の用語、現代かなづかいで平易かつ明瞭に表記されていなければならない。

(2)本憲法、すべての法律および政令の有効で最新の版は、政府ウェブサイトおよび全裁判所ウェブサイトで公開されていなければならない。

(3)法律または政令によって本憲法の、(イ)実質的な読み替え、または、(ロ)無効化、をすることはできない。

(4)法律または政令によって法律の条文の、(イ)実質的な読み替え、または、(ロ)無効化、をすることは、経過措置としてしか認められず、そのような法律または政令の制定から原則1年以内に、原法律の改正によって吸収しなければならない。

(5)裁判所ウェブサイトは、法律に定める範囲の判例を公開しなければならない。政府

ウェブサイトおよび裁判所ウェブサイトの憲法、法律および政令の各部分と、裁判所ウェブサイトの判例の各部分は、互いに参照できるようにする。

第127条【刑罰法規適正の原則】

全国民は、法律があらかじめ定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪われることはなく、また、その他の刑罰も科せられない。

(2) 全国民は、(イ) 本憲法の人権保障規定に反している刑罰法規、(ロ) 処罰の必要性を欠く刑罰法規、および、(ハ) 罪刑のバランスを欠く刑罰法規、によって罰せられない。

(3) 個別事件での刑罰の種類と量は、人間と社会への広く深い洞察をもって、(イ) 犯罪の悪質性、計画性および社会的影響の大きさ、(ロ) 犯罪被害者の感情、(ハ) 被告人の反省の情、(ニ) 被告人から被害者への謝罪および補償、(ホ) 更生の可能性と再犯の可能性、(ヘ) 被告人の遺伝的要素、病気、環境(ト) 被告人の環境、ならびに、(チ) 報道、嫌がらせ、地位喪失(そうしつ)、名誉喪失、その他により被告人が既に受けた社会的制裁の量、の考慮を欠かすことなく、慎重に判決されなければならない。

第128条【罪刑均衡(ざいけいきんこう)】

すべての裁判官は、過去から将来にわたり同等の事件が、(イ) 可能な限り公平に摘発され、(ロ) 可能な限り公平に起訴され、(ハ) 可能な限り公平に判決される、よう、罪刑のバランスをはかって判決しなければならない。

第129条【類推解釈(るいすいかいしゃく)禁止】

全国民は、刑事裁判において、(イ) 被告人に不利益な類推解釈により事実認定をされること、および、(ロ) 法律が明文化していない罰を受けること、はない。

第130条【疑わしきは被告人の利益、死刑の制限】

刑事裁判において、全裁判官は、「疑わしきは被告人の利益に」との原則を順守し、無実の人に罪を着せる冤罪(えんざい)を発生させないようにしなければならない。

(2) 誤って執行した死刑は取り返しがつかないものであるため、裁判官は、証拠事実を十分調べ、その裁判の担当裁判官全員が、被告人が不当に処罰されまたは損害を被る確率がほぼ0%であるという確証を得なければ、死刑を判決できない。死刑の判決文では、その確証の根拠および推論過程を明示しなければならない。死刑は、権限のある裁判所の確定判決によらなければ執行されない。

(3) 死刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。

(4) 死刑の執行を命令できるのは内閣総理大臣だけとする。内閣総理大臣は、冤罪の可能性が客観的にほぼ0%といえない場合、死刑の執行を命令できない。

(5) 死刑を言い渡されたどの被告も、特赦(とくしゃ)または減刑を求める権利をもつ。

第131条【事後法(じごほう)の禁止、刑罰法規の不遑及(ふそきゅう)】

全国民は、(イ) 実行の時に適法であった行為もしくは不作為、または、(ロ) 既に無罪

とされた行為もしくは不作為、については、刑事上の責任を問われない。

(2) 全国民は、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

第132条【二重刑罰禁止、確定判決】

全国民は、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

(2) 全国民は、法律および刑事手続に従って既に確定的に有罪または無罪の判決を受けた行為について、再び裁判されまたは処罰されることはない。

第133条【絶対的不定期刑禁止】

全国民は、無期懲役および無期禁錮（むききんこ）を除き、刑期を決めずに刑の種類だけを定めて罰せられることはない。

第134条【正当防衛（せいとうぼうえい）】

刑事裁判において、急迫不正（きゅうはくふせい）の侵害に対して、自己または他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした正当防衛行為は、罰されない。ただし、その程度を超えた行為は、情状（じょうじょう）により、その刑が減輕され、または免除される。警察その他国民のために警備する組織が、犯罪あるいは侵害に対して、本条を根拠に武力攻撃することはできない。

第135条【緊急避難（きんきゅうひなん）】

刑事裁判において、業務上特別の義務がある人を除き、自己または他人の、生命、身体、自由または財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした緊急避難行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰されない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑が減らされ、または免除される。

第136条【仮定無罪（かていむざい）の原則】

犯罪の訴追を受けた人は、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判で法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利をもち、その人権は必要以上に制限されない。

第137条【無罪推定（むざいすいてい）の原則】

刑事裁判において、検察官が有罪であることを、合理的な疑いを超える程度に証明しなければ、被告人は無罪とされる。

第138条【条約・国際法規の順守、自動執行区分】

国、国の機関および公務員は、立法、行政および司法において、国際的に普遍的な政治道徳にしたがい、かつ、(イ)日本が締結した条約、および、(ロ)確立された国際法規、を

誠実に順守する。

(2) 条約は、国会による批准および内閣による締結により、国内でも法的に完全に有効となる。国際慣習法および国連総会等の権威ある国際機関による明示的決議の国際法規は、国会による認定決議により、国内でも法的に完全に有効となる。

(3)(イ) 日本が締結した条約、および、(ロ) 確立された国際法規、についてはそれぞれ、「国内法で規定されているかどうかにかかわらず、国民に順守義務があり、国内裁判所で直接に適用される」すなわち「自動執行」か、それ以外の「非自動執行」のどちらであるかを、国会は、国会に権限のある批准(ひじゅん)または認定で、明確に区分しなければならない。

(4)(イ) 本憲法、(ロ) 日本の既存の法律、(ハ) 日本の既存の自動執行の条約、または、(ニ) 日本の既存の自動執行の国際法規、と矛盾するような条約または国際法規を、国会は批准または認定してはならない。

(5) 本憲法に反する条約または国際法規がすでに批准または認定されていた場合、国会および内閣は、(イ) それらからの脱退、(ロ) それらの解消、または、(ハ) それらを履行しない旨の国際宣言、の手续をとらなければならない。

(6)(イ) 日本の既存の法律、(ロ) 日本の既存の自動執行の条約、または、(ハ) 日本の既存の自動執行の国際法規、と矛盾するような条約または国際法規がすでに批准または認定されていた場合、国会は、そのまま自動執行に区分してはならない。国会は、どの部分がどう矛盾するために適用にどのような問題が生じる可能性があるかを明示したうえで、非自動執行に区分しなければならない。

(7)(イ) 非自動執行と区分された条約、および、(ロ) 非自動執行と区分された国際法規、について、内閣および国会は、それを具体化する国内法の立法措置その他の措置による完全な実現を達成するまで、本憲法下で利用できる手段を最大限用いて行動しなければならない。

(8) 条約および国際法規に関する、自動執行か非自動執行かの区分の変更案の提案および決議は、法律と同様とする。



第13章 財政

第139条【財政処理の権限】

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。

第140条【内閣の国家経営責任】

予算を提出し執行する内閣は、(イ)いたずらに重税を課さず、(ロ)いたずらに赤字国債等で負担を先伸ばしせず、(ハ)効果の薄い歳出を削減し、(ニ)金融政策および公共投資を最適に行い、(ホ)国家全体および各部門の財政ならびに特別会計を健全に維持し、(ヘ)「国民の受ける利益/国民の税負担」の比を大きく保ち、そして、(ト)国民の幸福な生活が成り立ちやすくする、国家経営責任を負う。

第141条【課税】

あらたに税を課し、または現行の税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする。

(2) 税務行政手続に関する決まりは、納税者への透明性を保障し税務行政の恣意性を排除するため、最大限、政令または規則ではなく法律によって、明確かつ詳細に規定しなければならない。

(3)(イ) 税務に関する法律、政令および規則等の解釈、(ロ) 税務に関する法律、政令および規則等の適用上の疑義(ぎぎ) ならびに、(ハ) 税務処分事例と理由、について、国または税務行政庁が事前に公式見解等の意見表明を行って、国税ウェブサイト等で公開する。

(4) 国および地方公共団体の徴税の(イ) 法律、(ロ) 政令、(ハ) 規則、および、(ニ) 解釈等、は、納税義務者等にとって不利益となる事項については、過去の課税対象の所得もしくは消費の年度に遡及(そきゅう)してはならない。

(5) 納税者は、国の行う税務行政処分に関し(イ) それに先立って事前に質問する権利、(ロ) 弁明する権利、および、(ハ) 回答、指導または処分を文書化して開示(かいじ)される権利、をもつ。

(6) 国民の国税の不服申立(もうしたて)については、国税不服審判所を置かず、(イ) 税務行政庁と独立に迅速な審判を行う税務審判機関への審判請求、および、(ロ) 一般の裁判所への提訴、ができるものとする。

(7) 国は税務行政上得た個人または法人の情報、および税務上の見解について、秘密保持義務、およびプライバシー権等基本的人権を侵さない義務を負い、国の不当な情報漏洩により納税者が損害を被った場合は、その納税者に賠償する義務を負う。

第142条【予算の作成と国会の議決】

内閣は、年度ごとに予算を作成し、国会に提出して、国会の審議を受け、国会の議決を

経なければならない。

第143条【予備費】

予想外の予算不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任で予備費を支出することができる。

(2)すべての予備費の支出について、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第144条【国庫支出と国の債務(さいむ)負担】

国が国庫から費用を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第145条【公の財産の支出利用の制限】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織または団体の、使用、便宜、利益または維持のため、支出し、または使用させてはならない。

(2)公金その他の公の財産は、申請された私立学校への助成を除き、公の支配に属しない(イ)慈善(じぜん)事業、(ロ)教育事業、または、(ハ)博愛(はくあい)事業、に対し、支出し、または使用させてはならない。

第146条【決算、会計検査院】

国の収入と支出の決算は、半年に1回、内閣から完全に独立した会計検査院が検査しなければならない。会計検査院は、個々の事例の違法性、不正、および無駄を指摘するだけでなく、個々の事例および予算の大きな費目に至るすべての予算執行に関して、疑惑および効率化の余地を指摘し、是正を指導する権限をもつ。

(2)内閣は、年度半ばの中間期および年度末に、法律で定める合理的な基準により作成された詳細かつ公正な計算書類および附属文書を作成し、会計検査院の検査報告を添付して国会に提出して報告し、また政府ウェブサイト上で遅滞なく国民に公開しなければならない。

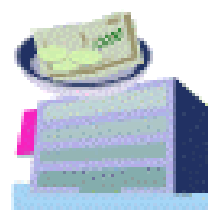
(3)会計検査院の組織および権限は、本憲法および法律で定める。

第147条【財政状況の常時報告義務】

内閣は、法律の定めにより、4半期ごとに、特別会計、保険、年金、特殊法人を含む国の財政状況を、政府ウェブサイト上で遅滞なく国民に公開しなければならない。

第148条【国民の税金使途監視権】

納税を行っている国民は、税金の使途が憲法、法令または政令にしていな
っていないと考えれば、国または地方公共団体を相手どって是正を求め、
または責任を追及する訴えを起こすことができる。ただし、短期間に同一
の案件に関して多数の訴訟が提起された場合、裁判所は、法の定めにより
いくつかの訴訟に統合する、または絞ることができる。



第14章 地方自治

第149条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織および運営に関する決まりは、(イ)自治体は国から独立し自主的な行政権を十分にもつという団体自治の原則、および、(ロ)自治体は住民主体で自治を行うという住民自治の原則、に基いて、法律で定める。

第150条【地方公共団体の議会】

地方公共団体には、法律の定めにより、その議事機関として議会を設置する。
(2)(イ)地方公共団体の長、(ロ)地方公共団体の議会の議員、および、(ハ)法律の定めるその他の地方公務員は、その地方公共団体の住民が、直接選挙する。

第151条【地方公共団体の権利】

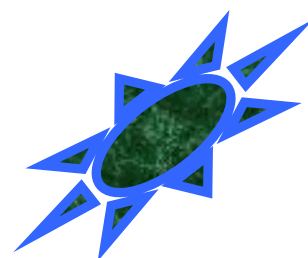
地方公共団体は、その(イ)財産を管理する権利、(ロ)事務を処理する権利、(ハ)行政を執行する権利、および、(ニ)法律の範囲内で地方公共団体の条例を制定する権利、をもつ。

第152条【特別法の住民投票】

国会は、ひとつの地方公共団体だけに適用される特別法を、法律の定めにより、その地方公共団体の住民投票で過半数の同意を得なければ、制定することができない。

第153条【地方税徴税】

国税と地方税の徴税方法は全国で統一し、申告を税務署に一本化する。



第15章 改正手続

第154条【憲法改正権、憲法改正の手続】

憲法改正権は、国民の不可侵の権利として保障される。

(2) 本憲法の改正は、ひとつの憲法改正案に対して、(イ)衆議院の在籍議員の3分の2以上の賛成、(ロ)参議院の在籍議員の3分の2以上の賛成、(ハ)全国の4分の3以上の都道府県議会の賛成決議、(ニ)全国の4分の3以上の市区町村議会の賛成決議、または、(ホ)改正提案代表者から有権者数の2分の1以上の有権者の署名もしくは電子的署名の選挙管理委員会への提出、のうちの2項目以上の成立があれば、国会が発議(はつぎ)しなければならない。

(3) 国会が発議した改正案を、内閣はすみやかに官報、政府ウェブサイト、主要テレビ局での放送、主要全国新聞、主要全国新聞ウェブサイト、全都道府県議会ウェブサイト、および全国民への書面通知によって国民に公示しなければならない。

(4) 改正案の成立には、国民の承認を得なければならない。

(5) 改正案の承認には、特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる国民投票で、有権者数の過半数の賛成を必要とする。

(6) 改正案の発議から投票までの期間は、国民の議論を尽くすため、12か月以上18か月以内でなければならない。

(7) 改正案の発議から投票までの期間は、別の改正案の発議があつて公示されても、その国民投票は前の改正案の投票が行われて結果が出るまで、延期される。

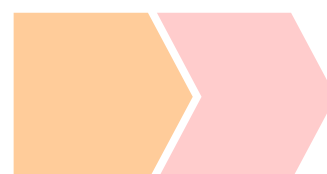
(8) 内閣は、承認を得られた改正内容および改正された憲法を、直ちに官報、政府ウェブサイト、主要テレビ局での放送、主要全国新聞、主要全国新聞ウェブサイト、全都道府県議会ウェブサイト、および全国民への書面通知によって公布しなければならない。

第155条【改正必要性基準、国民の憲法死守】

憲法改正案が本憲法の原型からどんなに離れていても、本憲法から改正後憲法への移行は改正であり、本憲法の手続によらなければその状態に移行できない。

(2) 本憲法が予定していないことではあるが本憲法を廃止または廃棄する場合にも、本憲法の手続によらなければその状態に移行できない。

(3) たとえ憲法自体が憲法の永久または一時的な廃棄および無力化を条文では禁止できないものとしても、日本国民が本憲法が健全に持続できる社会状態を一生懸命に守ってくれることを通じて、間接的に禁止を実現したい。



補則

補則第1条【改正期日】

本改正は、本改正公布日の翌々々年度から施行する。

(2) 本改正を施行するために必要な法律の制定および改正、ならびに本憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に行うことができる。

補則第2条【移行延長期間】

本憲法および補足に特に定めがある場合を除き、移行に過大な時間または過大な費用が必要な場合に限り、法律を定めることにより、本改正実施日から起算して最長で3年間を経過した日まで、一部の条文の施行を延長することができる。

補則第3条【国旗の改定日】

日本が正式に使用する国旗を法律により改定し、本改正施行日から採用する。

補則第4条【国歌の改定日】

日本が正式に使用する国歌を法律により改定し、本改正施行日から採用する。現行国歌「君が代」は、本憲法の本質に沿わないので継続採用できない。

補則第5条【公用歴の改定日】

日本は本改正公布の年の12月31日をもって元号を廃止する。国家機関および地方公共団体は、本改正施行日から起算して遅くとも10年間を経過した日までは、新規公用文書および情報システムを新公用歴にしなければならない。その間、元号を止むを得ず使用するとき、状況にかかわらず、本改正公布日の元号を継続して使用する。

補則第6条【皇室の解散日】

従来皇室および宮内庁は、本改正施行日前日をもって解散する。内閣は、本改正施行日以後、儀礼官を任命することができる。

(2) 従来皇室の保有していた動産および不動産すべての資産は、法律を定め、常識的な範囲のみ各家に私財として分与し、残りすべては国庫に移管する。皇居跡の利用方法は、国民の大方の意見を尊重し、法律によって定める。

補則第7条【自衛隊の解散日】

従来の、(イ)自衛隊、(ロ)防衛庁、および、(ハ)防衛施設庁は、本改正施行日の前日をもって解散する。

補則第8条【警察費用の抑制】

政府の世界平和への努力の成果と並行して警察費用を削減しなければならない。警察関係費用および海上保安庁関係費用に、解散する自衛隊関係費用を加えた合計費用の年間予算の上限を法律で定める。本改正施行の初年度に、最大でも年間の国家予算（ただしその補正予算を除く）の5%以下とし、その翌年度は3.5%以下とし、そして本改正施行日の10年度後以降は常に1%以下になるように次第に減少させることを目安とし、法律で定める。自衛隊予算の受け皿に別の機関を新設することでこの基準の適用を逃れることはできない。

補則第9条【政党前提制度の廃止日】

政党を前提にした国政上の制度は、本改正実施日の前日をもって廃止する。結党の自由は保障される。

補則第10条【陳腐化した法律の廃止】

実質的に現代では無意味になっている法律は、本改正実施日から起算して1年間を経過した日までに、廃止する。

補則第11条【特例法の吸収】

原法律の読み替えからなる特例法については、本改正実施日から起算して3年間を経過した日までに、国会の改正承認を経て、原法律側で特例を吸収する改定を行い、また、特例法は廃止する。

補則第12条【電磁氣的記録の許容】

本改正実施日以降は、現在および将来のすべての法律および政令に定められた、書類の提出および保存に関しては、法律の定める例外を除き、電磁的記録、すなわち、「電子的方式、磁氣的方式、光学的方式その他の知覚で認識できない方式によって作られた記録であって電子計算機による情報処理の用に供せられるものとして法律または政令に定めるもの」のそれぞれ提出および保存でもよい旨、統一的に読み替えるものとする。

(2) 前項の規定に関して、国会の改正承認を経て、個別の法律および政令で規定していた条文を削除する。

補則第13条【罰金額の物価スライド制】

政府は、「罰金統一読替率 = 前年の消費者物価指数(CPI、コンシューマープライスインデックス) / 本改正実施初年度の消費者物価指数」を毎年度、機械的に算出する。法律で定める種類の現行の法律については、法定の罰金額または罰金限度額は、この罰金統一読替率を乗じて判決に適用する。

補則第14条【自動執行区分の確定】

既存のすべての、(イ)日本が締結した条約、および、(ロ)確立された国際法規、について、本改正施行日から起算して1年間を経過した日までに、自動執行か非自動執行の区分を、衆議院の過半数の決議および参議院の過半数の決議により確定しなければならない。

(2) 本改正施行日から起算して3年間を経過する日の前日以前、自動執行区分が未確定である条約または国際法規は、それぞれの従来 of 扱いに準じる。

(3) 本改正施行日から起算して3年間を経過した日以後、に区分が確定していない条約および国際法規は、自動執行として扱う。

(4) 日本は、ジュネーヴ諸条約(すなわち、昭和二十八年条約第二十三号、第二十四号、第二十五号及び第二十六号)加入については、ジュネーヴ諸条約が適用される武力紛争の当事国に日本がなる事態が想定されないわけではないことから、日本および外国の武力紛争の犠牲者を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的として、加入した。この主旨にしたがい、武力紛争に伴う人道的扱いについて、日本は加入している限りにおいてジュネーヴ諸条約にしたがうが、これは軍隊をもつ、または戦争を行うことを意味しない。

補則第15条【分かりにくい法律の表記改正】

本改正施行日から起算して5年間を経過した日までに、内閣は、原則としてすべての法律について、法に定める法律表記明快化を行って、民間の委員を含む同一性検証委員会の合格証を添付して国会に提出し、国会の改正承認を経て、公布する。同一性の責任は内閣が負う。

(2) 新規の法律は、最初から分かりやすい表記で作成する。

補則第16条【憲法および法律の日英翻訳】

本憲法および全法律を、政府および裁判所は、一定以上の高い忠実度で、日本語から英語に翻訳する。翻訳された本憲法は本改正公布日に、翻訳された現在の全法律は本改正実施日に、また本改正実施以降に立法される法律の場合はその法律を公布した日から起算して1年間を経過した日までに、政府ウェブサイトおよび全裁判所ウェブサイトに掲載する。この翻訳結果は参考であって、法的効力はない。

(2) 今後制定する法律は、その法律を公布した日から起算して1年間を経過した日までに、同様に翻訳して公開する。

補則第17条【国民の祝日の改定日】

本改正施行初年度の年明け1月1日より施行する。従来 of 国民の祝日のうち次にあげるものは廃止し、同じ日数の国民の祝日を新設する。ただし、名称を変えて従来と同じ月・日にすることを妨げない。事務処理上の便宜のため、祝日の決定方法は、従来 of 春分の日のように天文学上の計算が必要である方法ではなく、天文学上の計算が不要な方法でなければならない。

- 1 建国記念の日(神武天皇即位の日、紀元節)(大日本帝国憲法発布記念日)(2月11日)
- 2 春分の日(春季皇霊祭)(3月21日頃)
- 3 みどりの日(昭和天皇誕生日で天長節)(4月29日)
- 4 秋分の日(秋季皇霊祭)(9月23日頃)
- 5 文化の日(明治天皇の誕生日で明治節)(11月3日)

- 6 勤労感謝の日（新嘗祭）（11月23日）
- 7 天皇誕生日（今生天皇の誕生日）（12月23日）

補則第18条【成人定義の改定日】

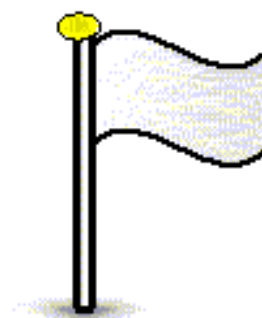
本改正により成人になる年齢が満20歳から満18歳に引き下げられることに伴い、本改正施行初年度の年明け1月の成人の日には、満18歳になる国民、満19歳になる国民および満20歳になる国民がすべて新成人となる。

補則第19条【憲法発展記念日の制定、祝祭開催】

日本国憲法の民主的かつ自主的なはじめての改正を記念し、本改正実施初年度以降、本改正公布日と同じ月の同じ日を基準に、「憲法発展記念日」という名称の国民の祝日を設ける。

（2）本改正公布日、本改正施行日および初回の憲法発展記念日には、政府主催で国民の祝祭を行う。

以上



【参考】法律表記明快化の方向性（法律により定める）

1 条文番号に付して、法的効力はない参考として条文見出しを併記する。条文見出しを改良する。章見出しを付け、または付いている章見出しを改良する。

2 十や百を含むような条文番号その他の数字項目は、漢数字による表記からアラビア数字による表記に変更する（*）。

3 条文番号は整数または小数とすることで、項目番号と明快に区別する。条文追加をともなう法律改正による番号付け替えを最小限にする。第百十一条ノ二は第111.2条、第百十一条の十は第111.91条とすることで、第百十一条と第百十一条ノ二の間に第111.1条の追加等が番号付け替えなしにできる。

4 外来語でない日本語のカタカナ表記を、原則ひらがな表記にする（*）。

5 「若しくは」等の接続詞を、原則ひらがな表記にする（*）。

6 句読点の不足を補う（*）。

7 適宜、行または段落を改める。

8 旧かなづかいを、新かなづかいにする（*）。

9 日常的でない文語を、口語にする。

10 常用漢字以外の漢字には、よみがなを付けるか、またはかな書きする（*）。

11 漢字については、JIS（日本工業規格）非漢字、第1水準漢字、第2水準漢字とする（*）。

12 データ交換上支障のある丸付き数字は、かっこで囲んだ数字か単独の数字などに書き換える（*）。

13 電子的文書では、英字、一部記号は半角文字も許す。漢字、ひらがなおよびカタカナは全角だけで、また、記号は全角および半角で表現することができる（*）。

14 旧字体の漢字および外国語に特有の漢字は、新字体または外字扱いにする（*）。

15 難解な用語は、対応する明快な用語が異論なく客観的に定着していれば変更する。

16 前時代的表現を改める。たとえば、熟語に含まれない「者」は「人」にし、「何人も」は「全国民」などにし、「請願」は「要望」、「下級裁判所」は「一般裁判所」、「婦人」は「女性」にする。

17 係り受けの範囲、メタ(meta)記述、および数学的記述を明快にするために、積極的に記号(【】、「」、『』、～、<、>、=、>、:、+、-、×、÷、/、%)を活用する。

18 列挙されている項目が不明瞭な部分は、「(イ)(ロ)(ハ)…」などのように箇条書きやかっこを利用して、項目の解釈に全く疑問が生じないようにする。

19 一般に使用されている外国語が、馴染みのない日本語に無理にあてられている場合は、元の外国語に変える。「(a)」等英字の使用は規制しない。

20 一般に定着していない英字による外国語略語には、元のつづりをカタカナまたは英字でかっこ書きする。

21 ウェブサイトでは横書きで発表する。縦書きのときに位置を示すために用いていた「左」および「右」の語は、それぞれ「次」および「前述」とする(*)。

22 「だ・である体」でも「です・ます体」でもよい。

上で「*」を付した変換ルールは、過去の法令を引用するときにも適用してよい。その場合、意味の同一性を損なってはならない。

以上